

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2節 用語の定義 (P2) (略) (9) (略)</p> <p>第3節 計画の修正要領 (略) なお、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更等）については、北海道知事との協議を要せず、防災会議の採決により行うこととし、その結果を北海道知事に報告するものとする。</p> <p style="text-align: right;">(P3)</p> <p>第4節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 市防災会議の構成機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。</p> <p>1 滝川市 (1) 市長部局 ア～シ (略) ス 災害時要援護者の擁護に関すること。 セ (略) (2) (略)</p> <p>2 指定地方行政機関 (1) (略) (2) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2節 用語の定義 (P2) (略) (9) (略) <u>10 避難行動要支援者 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者</u></p> <p>第3節 計画の修正要領 (略) なお、<u>修正を行った場合は、基本法第42条第4項の規定に基づき、北海道知事に報告するとともに、その要旨を公表するものとする。</u> <u>また、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更等）については、会長が修正し、次の防災会議に報告するものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">(P3)</p> <p>第4節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 市防災会議の構成機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。</p> <p>1 滝川市 (1) 市長部局 ア～シ (略) ス <u>避難行動要支援者の擁護に関すること。</u> セ (略) (2) (略)</p> <p>2 指定地方行政機関 (1) (略) (2) (略)</p>

現 行	改 正
<p>(3) 農林水産省北海道農政事務所地域第1課 ア 災害時における米穀の確保、応急配給及び緊急輸送に関すること。 イ 災害応急飼料対策に関すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 北海道</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 札幌建設管理部滝川出張所</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 空知森づくりセンター</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 指定公共機関</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道株式会社 ア 災害時における鉄道による輸送の確保に関すること。 イ 災害時における救援物資の緊急輸送に関すること。</p> <p>(2) 郵便事業株式会社滝川支店 ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関する こと。 イ 郵便、為替貯金及び簡易保険の非常取扱いに関すること。</p> <p>(3) 郵便局株式会社滝川郵便局</p>	<p>(3) 農林水産省北海道農政事務所<u>旭川地域センター</u> ア 災害時における<u>応急用食料の調達及び供給</u>に関すること。 イ 災害応急飼料対策において、<u>要請に応じて応急飼料として飼料作物 を供給する等、必要な措置を行うこと。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 北海道</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>空知総合振興局森林室</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 中空知広域水道企業団</p> <p>(1) <u>災害時における飲料水の確保及び給水に関すること。</u> (2) <u>応急給水に関すること。</u></p> <p>8 指定公共機関</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道株式会社 ア 災害時における鉄道による輸送の確保に関すること。 イ 災害時における救援物資の緊急輸送に関すること。</p> <p>(2) <u>日本郵便株式会社北海道支社（滝川市内郵便局）</u> ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関する こと。 イ 郵便業務に係る災害特別事務取扱及び<u>援護対策</u>に関すること。 ウ <u>貯金の非常払い及びかんぽ生命の各保険の非常取り扱いの調整に</u></p>

現	行 改 正
<p>郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関する事。</p> <p>(4) 北海道電力株式会社滝川営業所 ア 電力供給施設の防災対策に関する事。 イ 災害時における電力供給の確保に関する事。</p> <p>(5) 日本通運株式会社滝川支店 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関する事。</p> <p>(6) 日本赤十字社北海道支部滝川市地区 ア 災害時における医療、助産その他救助及び救護に関する事。 イ 災害ボランティアの受入れに関する事。 ウ 災害ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整に関する事。 エ 災害義援金品の募集（配分）に関する事。</p> <p>8 指定地方公共機関</p> <p>(1) 滝川ガス株式会社 ア ガス供給施設の防災対策に関する事。 イ 災害時におけるガスの供給の確保に関する事。</p> <p>(2) 空知土地改良区及び江部乙土地改良区 ア 水門、樋門、導水路及び溜池の防災対策に関する事。 イ 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。</p> <p>(3) 滝川市医師会 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産、その他救助の実施に関する事。</p> <p>(4) 空知歯科医師会 災害時における歯科医療活動に関する事</p> <p style="text-align: right;">(P 6)</p> <p>9 公共的団体及び防災上重要施設の管理者</p> <p>(1) たきかわ農業協同組合 ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。</p>	<p>関すること。</p> <p><u>エ 郵便局ネットワークを活用した広報活動に関する事。</u></p> <p><u>(3)</u> 北海道電力株式会社滝川営業所 ア 電力供給施設の防災対策に関する事。 イ 災害時における電力供給の確保に関する事。</p> <p><u>(4)</u> 日本通運株式会社滝川支店 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関する事。</p> <p><u>(5)</u> 日本赤十字社北海道支部滝川市地区 ア 災害時における医療、助産その他救助及び救護に関する事。 イ 災害ボランティアの受入れに関する事。 ウ 災害ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整に関する事。 エ 災害義援金品の募集（配分）に関する事。</p> <p>9 指定地方公共機関</p> <p>(1) 滝川ガス株式会社 ア ガス供給施設の防災対策に関する事。 イ 災害時におけるガスの供給の確保に関する事。</p> <p>(2) 空知土地改良区及び江部乙土地改良区 ア 水門、樋門、導水路及び溜池の防災対策に関する事。 イ 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。</p> <p>(3) 滝川市医師会 災害時における<u>医療関係機関</u>との連絡調整並びに応急医療及び助産、その他救助の実施に関する事。</p> <p>(4) 空知歯科医師会 災害時における歯科医療活動に関する事</p> <p style="text-align: right;">(P 6)</p> <p>10 公共的団体及び防災上重要施設の管理者</p> <p>(1) たきかわ農業協同組合 ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。</p>

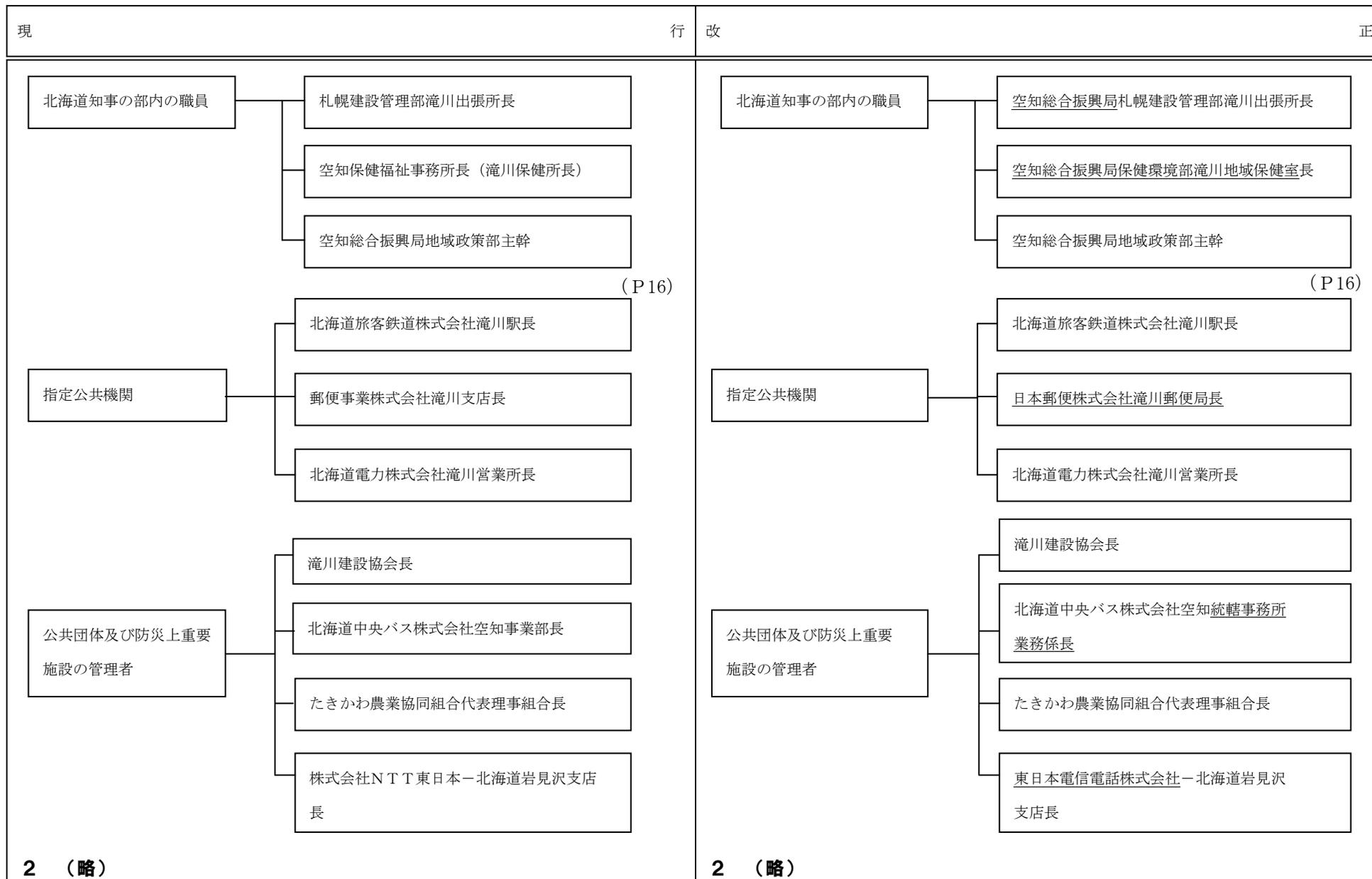
現 行	改 正
<p>イ 被災組合員に対する融資及びそのあっせん並びに生産資材、生活物資及び家畜飼料等の確保に関する事。</p> <p>ウ 保険金や共済金支払の手續に関する事。</p> <p>(2) 滝川商工会議所及び江部乙商工会</p> <p>ア 災害時における救援用物資及び復旧資材確保についての協力に関する事。</p> <p>イ 被災商工業者の経営指導及び復旧資金のあっせんに関する事。</p> <p>(3) 滝川建設協会</p> <p>災害時における応急土木工事の支援活動に関する事。</p> <p>(4) 北海道中央バス株式会社空知事業部</p> <p>災害時におけるバス等による輸送の確保に関する事。</p> <p>(5) 株式会社N T T東日本ー北海道岩見沢支店</p> <p>ア 気象官署からの気象警報を防災関係機関へ伝達する事。</p> <p>イ 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話電報の利用制限を実施し、重要通信の確保を図る事。</p> <p>ウ 災害時における電気等通信の確保に関する事。</p> <p>(6) 一般運送業者</p> <p>ア 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関する事。</p> <p>イ 災害による復旧資材の輸送について協力する事。</p> <p>(7) 危険物関係施設管理者</p> <p>災害時における危険物の保安と供給の確保に関する事。</p> <p>(8) 高圧ガス関係施設管理者</p> <p>災害時における危険物の保安と供給の確保に関する事。</p> <p>(9) 電気通信事業者</p> <p>災害時における電気通信の確保に関する事。</p> <p>(10) 滝川スカイスポーツ振興協会</p> <p>ア 災害時における航空機による情報収集及び伝達に関する事。</p> <p>イ 航空管制及び航空情報の提供並びに運航支援に関する事。</p>	<p>イ 被災組合員に対する融資及びそのあっせん並びに生産資材、生活物資及び家畜飼料等の確保に関する事。</p> <p>ウ 保険金や共済金支払の手續に関する事。</p> <p>(2) 滝川商工会議所及び江部乙商工会</p> <p>ア 災害時における救援用物資及び復旧資材確保についての協力に関する事。</p> <p>イ 被災商工業者の経営指導及び復旧資金のあっせんに関する事。</p> <p>(3) 滝川建設協会</p> <p>災害時における応急土木工事の支援活動に関する事。</p> <p>(4) 北海道中央バス株式会社空知統轄事務所</p> <p>災害時におけるバス等による輸送の確保に関する事。</p> <p>(5) <u>東日本電信電話株式会社ー北海道岩見沢支店</u></p> <p>ア 気象官署からの気象警報を防災関係機関へ伝達する事。</p> <p>イ 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話電報の利用制限を実施し、重要通信の確保を図る事。</p> <p>ウ 災害時における電気等通信の確保に関する事。</p> <p>(6) 一般運送業者</p> <p>ア 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関する事。</p> <p>イ 災害による復旧資材の輸送について協力する事。</p> <p>(7) 危険物関係施設管理者</p> <p>災害時における危険物の保安と供給の確保に関する事。</p> <p>(8) 高圧ガス関係施設管理者</p> <p>災害時における危険物の保安と供給の確保に関する事。</p> <p>(9) 電気通信事業者</p> <p>災害時における電気通信の確保に関する事。</p> <p>(10) <u>公益社団法人滝川スカイスポーツ振興協会</u></p> <p>ア 災害時における航空機による情報収集及び伝達に関する事。</p> <p>イ 航空管制及び航空情報の提供並びに運航支援に関する事。</p>

現	行 改 正
<p>(11) 中空知広域水道企業団 ア 災害時における飲料水の確保及び給水に関すること。 イ 応急給水に関すること。</p> <p>(P 7)</p> <p>第5節 市民及び事業所の基本的責務 (略)</p> <p>1 市民の責務 (略)</p> <p>(1) 平常時の備え ア (略) イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) カ 災害時要援護者への配慮 キ (略)</p> <p>(2) 災害時の対策 ア (略) イ 近隣の負傷者・災害時要援護者の救助 ウ (略) エ (略) オ (略)</p> <p>カ 自主防災組織の活動</p> <p>2 事業所の責務 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>2 災害時の対策</p> <p>(P 9)</p>	<p>(P 7)</p> <p>第5節 市民及び事業所の基本的責務 (略)</p> <p>1 市民の責務 (略)</p> <p>(1) 平常時の備え ア (略) イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) カ <u>避難行動要支援者</u>への配慮 キ (略)</p> <p>(2) 災害時の対策 ア (略) イ 近隣の負傷者・<u>避難行動要支援者</u>の救助 ウ (略) エ (略) オ (略)</p> <p>カ 自主防災組織の活動</p> <p>2 事業所の責務 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>2</u> 災害時の対策</p> <p>(P 9)</p>

現	行	改	正																		
<p>第6節 滝川市の地勢と災害の概要</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象</p> <p>本市の気候は、夏季に30度以上、冬季には氷点下20度以下の日が見られるなど、夏季と冬季の温度差が大きい典型的な内陸性の気候を呈している。年間降水量も比較的多く、1,000mm～1,300mm内外で雨の多い月は台風の影響を受ける8月、9月ごろである。</p> <p>冬期間の降雪量は、年によっては年間10m以上を記録している状況にあり豪雪地帯となっている。年間日照時間は、約1,400時間程度で、70%以上を4月から10月までの半年間において占め、冬期間の日照時間は少ない。</p> <p>風向きは、地形の関係から南風又は南西の風が多い。季節的には冬期間は北風、夏期間は南風となっており、月平均の風速は4月、5月が最も強く、最近の数値では2.5m前後であり、他の月は1～2m前後である。4月、5月は温帯性低気圧による非常に乾燥した風が南西方面から吹く。湿度は、春の雪解けから初夏にかけて低く冬期間に高い。</p> <p>3 災害の概要</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">過去における災害の主な記録</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">発生年月日</th> <th style="width: 55%;">災 害 の 概 要</th> <th style="width: 30%;">被 害 害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">S. 25. 8. 27 ～8. 28</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	過去における災害の主な記録			発生年月日	災 害 の 概 要	被 害 害	S. 25. 8. 27 ～8. 28	(略)	(略) (略)	<p>第6節 滝川市の地勢と災害の概要</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象</p> <p>本市の気候は、夏季に30度以上、冬季には氷点下20度以下の日が見られるなど、夏季と冬季の温度差が大きい典型的な内陸性の気候を呈している。年間降水量も比較的多く、<u>900mm～1,400mm</u>内外で雨の多い月は台風の影響を受ける<u>7月～9月</u>ごろである。</p> <p>冬期間の降雪量は、年によっては年間10m以上を記録している状況にあり豪雪地帯となっている。年間日照時間は、約<u>1,500</u>時間程度で、70%以上を4月から10月までの半年間において占め、冬期間の日照時間は少ない。</p> <p>風向きは、地形の関係から南風又は南西の風が多い。季節的には冬期間は北風、夏期間は南風となっており、月平均の風速は4月、5月が最も強く、最近の数値では<u>3.5m</u>前後であり、他の月は<u>2m</u>前後である。4月、5月は温帯性低気圧による非常に乾燥した風が南西方面から吹く。</p> <p>3 災害の概要</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">過去における災害の主な記録</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">発生年月日</th> <th style="width: 55%;">災 害 の 概 要</th> <th style="width: 30%;">被 害 害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">S. 25. 8. 27 ～8. 28</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	過去における災害の主な記録			発生年月日	災 害 の 概 要	被 害 害	S. 25. 8. 27 ～8. 28	(略)	(略) (略)		
過去における災害の主な記録																					
発生年月日	災 害 の 概 要	被 害 害																			
S. 25. 8. 27 ～8. 28	(略)	(略) (略)																			
過去における災害の主な記録																					
発生年月日	災 害 の 概 要	被 害 害																			
S. 25. 8. 27 ～8. 28	(略)	(略) (略)																			

現		行		改		正	
(P 14)				(P 14)			
過去における災害の主な記録				過去における災害の主な記録			
発生年月日	災 害 の 概 要	被 害		発生年月日	災 害 の 概 要	被 害	
		文教施設	14か所			文教施設	14か所
		公共施設	58か所			公共施設	58か所
		街路樹の倒木	208本			街路樹の倒木	208本
		公園内の倒木	844本			公園内の倒木	844本
H. 21. 7. 19	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。	中小河川	6か所	H. 21. 7. 19	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。	中小河川	6か所
		道路	8か所			道路	8か所
				H. 22. 8. 24	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 ・総雨量107mm、時間最大54mm(観測史上最大) ・避難所1か所(幸町コミュニティセンター)	床上浸水	2戸
						床下浸水	29戸
						中小河川	6か所
						道路	8か所
						文教施設	2か所
						公共施設	1か所
				H. 23. 8. 14	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 総雨量97.5mm、3時間降水量80mm(観測史上最大)、時間最大39mm	中小河川	2か所
						道路	1か所
				H. 23. 9. 2 ～9. 5	台風12号による大雨で被害をうけた。 総雨量216.5mm、時間最大31mm	中小河川	17か所
						道路	14か所
						公共施設	3か所
				H. 26. 7. 26 ～7. 28	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 総雨量138.5mm	中小河川	13か所
						道路	9か所
						林道	1か所

現	行 改 正
<p style="text-align: center;">第2章 防災組織 (P15)</p> <p>(略)</p> <p>第1節 滝川市防災会議</p> <p>(略)</p> <p>1 市防災会議の組織</p>	<p style="text-align: center;">第2章 防災組織 (P15)</p> <p>(略)</p> <p>第1節 滝川市防災会議</p> <p>(略)</p> <p>1 市防災会議の組織</p>



現	行 改 正
<p style="text-align: right;">(P17)</p> <p>第2節 災害対策本部</p> <p>市長は、市の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合が必要があると認めるときは、基本法第23条第1項及び災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置し、防災活動を推進するものとする。</p> <p>1 本部の組織</p> <p>(略)</p> <p>2 本部の設置基準等</p> <p>(1) 本部の設置基準</p> <p>市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の各号のいずれかに該当し必要と認めるときは、基本法第23条第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(P17)</p> <p>第2節 災害対策本部</p> <p>市長は、市の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合が必要があると認めるときは、基本法第23条の2第1項及び災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置し、防災活動を推進するものとする。</p> <p>1 本部の組織</p> <p>(略)</p> <p>2 本部の設置基準等</p> <p>(1) 本部の設置基準</p> <p>市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の各号のいずれかに該当し必要と認めるときは、基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>

現	行	改	正		
<p>災害対策本部組織図 (別紙 資料2-2 のとおり)</p> <p style="text-align: right;">(P20)</p>		<p>災害対策本部組織図 (別紙 資料 2-2 のとおり)</p> <p style="text-align: right;">(P20)</p>			
<p>別表第2 災害対策本部設置時における事務分掌</p> <p style="text-align: right;">(P24)</p>		<p>別表第2 災害対策本部設置時における事務分掌</p> <p style="text-align: right;">(P24)</p>			
部	班	所 掌 事 務	部	班	所 掌 事 務
教 育 部	教 育 対 策 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教関係被害調査に関すること。 2 教育施設等の防災、災害応急対策及び復旧対策に関すること。 3 災害時における児童及び生徒の避難等応急措置に関すること。 4 被災児童及び生徒の給食及び学用品の給付に関すること。 5 避難対策班の行う炊き出し業務の支援協力を行うこと。 	教 育 部	教 育 対 策 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教関係被害調査に関すること。 2 教育施設等の防災、災害応急対策及び復旧対策に関すること。 3 災害時における児童及び生徒の避難等応急措置に関すること。 4 被災児童及び生徒の給食及び学用品の給付に関すること。 5 避難対策班の行う炊き出し業務の支援協力を行うこと。
	援 護 部	避 難 所 対 策 班		<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会所管施設の避難所の運営管理に関すること。 2 避難対策班への支援に関すること。 	援 護 部
医 療 部	医 療 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護所の設置及び被災者の応急医療に関すること。 2 医薬品及び医療資材の確保に関すること。 	医 療 部	医 療 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護所の設置及び被災者の応急医療に関すること。 2 医薬品及び医療資材の確保に関すること。
◎協力機関			滝川地区 広域消防 事務組合		<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>消防計画による災害救急救助、救出活動の実施に関すること。</u> 2 <u>他部及び消防関係団体等との連絡調整に関すること。</u> 3 <u>その他災害時の消防活動に関すること。</u>

現 行	改 正																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%; padding: 5px;">滝川地区広域消防事務組合消防長、消防団長、消防署長</td> <td style="padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防計画による災害救急救助、救出活動の実施に関する事。 2 他部及び消防関係団体等との連絡調整に関する事。 3 その他災害時の消防活動に関する事。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">中空知 広域水道 企業団</td> <td style="padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保と給水に関する事。 2 応急給水に関する事。 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(P25)</p> <p>第3節 本部の配備体制</p> <p>1 配備体制</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">種別</th> <th style="width:20%;">配備の時期</th> <th style="width:20%;">配備の内容</th> <th style="width:15%;">任 務</th> <th style="width:10%;">担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第2 非常配備 (警戒)</td> <td style="padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 2 市内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 3 その他本部長が必要があると認めるとき。 </td> <td style="padding: 5px;">災害応急対策に係る各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。</td> <td style="padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施 </td> <td style="text-align: center;">全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(P29)</p> <p>第4節 住民組織等への協力要請</p> <p>1 住民組織等の協力</p> <p>(略)</p>	滝川地区広域消防事務組合消防長、消防団長、消防署長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防計画による災害救急救助、救出活動の実施に関する事。 2 他部及び消防関係団体等との連絡調整に関する事。 3 その他災害時の消防活動に関する事。 	中空知 広域水道 企業団	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保と給水に関する事。 2 応急給水に関する事。 	種別	配備の時期	配備の内容	任 務	担当部課	第2 非常配備 (警戒)	<ol style="list-style-type: none"> 1 局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 2 市内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 3 その他本部長が必要があると認めるとき。 	災害応急対策に係る各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施 	全職員	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%; padding: 5px;">◎協力機関</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">中空知 広域水道 企業団</td> <td style="padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保と給水に関する事。 2 応急給水に関する事。 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(P25)</p> <p>第3節 本部の配備体制</p> <p>1 配備体制</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">種別</th> <th style="width:20%;">配備の時期</th> <th style="width:20%;">配備の内容</th> <th style="width:15%;">任 務</th> <th style="width:10%;">担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第2 非常配備 (警戒)</td> <td style="padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 2 <u>警報・特別警報が発令され、災害の発生が予想されるとき</u> 3 市内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 4 その他本部長が必要があると認めるとき。 </td> <td style="padding: 5px;">災害応急対策に係る各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。</td> <td style="padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施 </td> <td style="text-align: center;">全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(P29)</p> <p>第4節 住民組織等への協力要請</p> <p>1 住民組織等の協力</p> <p>(略)</p>	◎協力機関		中空知 広域水道 企業団	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保と給水に関する事。 2 応急給水に関する事。 	種別	配備の時期	配備の内容	任 務	担当部課	第2 非常配備 (警戒)	<ol style="list-style-type: none"> 1 局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 2 <u>警報・特別警報が発令され、災害の発生が予想されるとき</u> 3 市内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 4 その他本部長が必要があると認めるとき。 	災害応急対策に係る各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施 	全職員
滝川地区広域消防事務組合消防長、消防団長、消防署長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防計画による災害救急救助、救出活動の実施に関する事。 2 他部及び消防関係団体等との連絡調整に関する事。 3 その他災害時の消防活動に関する事。 																												
中空知 広域水道 企業団	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保と給水に関する事。 2 応急給水に関する事。 																												
種別	配備の時期	配備の内容	任 務	担当部課																									
第2 非常配備 (警戒)	<ol style="list-style-type: none"> 1 局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 2 市内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 3 その他本部長が必要があると認めるとき。 	災害応急対策に係る各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施 	全職員																									
◎協力機関																													
中空知 広域水道 企業団	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保と給水に関する事。 2 応急給水に関する事。 																												
種別	配備の時期	配備の内容	任 務	担当部課																									
第2 非常配備 (警戒)	<ol style="list-style-type: none"> 1 局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 2 <u>警報・特別警報が発令され、災害の発生が予想されるとき</u> 3 市内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 4 その他本部長が必要があると認めるとき。 	災害応急対策に係る各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施 	全職員																									

現		行		改		正	
2 協力要請先と要請事項				2 協力要請先と要請事項			
団体名	代表者	連絡先	活動内容	団体名	代表者	連絡先	活動内容
滝川市赤十字奉仕団	委員長	明神町1丁目5番29号 総合福祉センター内 電話24-8640 社会福祉協議会内	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における業務補助 救援物資の分類整理 その他本部長が必要であると認めるもの 	滝川市赤十字奉仕団	委員長	明神町1丁目3番1号 <u>NTT 東日本滝川ビル1F</u> 社会福祉協議会内 電話 24-8640	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における業務補助 救援物資の分類整理 その他本部長が必要であると認めるもの
滝川市婦人ボランティアクラブ	会長	明神町1丁目5番29号 総合福祉センター内 電話24-8640 社会福祉協議会内	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における業務補助 炊き出しの支援 自衛隊等応援機関の接待 その他本部長が必要であると認めるもの 	滝川市婦人ボランティアクラブ	会長	明神町1丁目3番1号 <u>NTT 東日本滝川ビル1F</u> 社会福祉協議会内 電話 24-8640	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における業務補助 炊き出しの支援 自衛隊等応援機関の接待 その他本部長が必要であると認めるもの
滝川市町内会連合会 連絡協議会	会長	大町1丁目2番15号 市役所内 電話23-1234 くらし支援課内	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における業務補助 炊き出しの支援 自衛隊等応援機関の接待 その他本部長が必要であると認めるもの 	滝川市町内会連合会 連絡協議会	会長	栄町3丁目6番28号 <u>まちづくりセンター</u> <u>みんくる内</u> 電話 74-6210	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における業務補助 炊き出しの支援 自衛隊等応援機関の接待 その他本部長が必要であると認めるもの
滝川市ボランティア 連絡協議会	会長	明神町1丁目5番29号 総合福祉センター内 電話24-8640 社会福祉協議会内	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における業務補助 他市町村からのボランティア支援者の対応 その他本部長が必要であると認めるもの 	滝川市ボランティア 連絡協議会	会長	明神町1丁目3番1号 <u>NTT 東日本滝川ビル1F</u> 社会福祉協議会内 電話 24-8640	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における業務補助 他市町村からのボランティア支援者の対応 その他本部長が必要であると認めるもの

現	行 改 正
<p style="text-align: center;">第3章 災害情報通信計画 (P33)</p> <p>別図 予報(注意報を含む。)、警報及び特別警報並びに情報等伝達系統図 図の中央部⇒ FMGスカイ</p> <p>第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画 (P36) (略)</p> <p>1 異常現象発見時の措置</p> <p>(1) 発見者の通報義務 災害が発生又は異常現象(局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は欠壊等)を発見した者は、速やかに市役所(総務部防災危機対策室)、警察署又は滝川地区広域消防事務組合消防本部(消防署、支署又は分遣所を含む。)に通報するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市から各機関通報及び住民への周知 (略)</p> <p>(4) 宿日直業務員が地域住民からの災害情報又は、被害状況を受理した際は、防災危機対策室長(不在のときは、防災危機対策室副主幹)に報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。</p> <p>2 地下街等、災害時要援護者施設への情報伝達</p> <p>(1) 地下街等、災害時要援護者施設 「地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時も円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの」(以下「地下施設等」という。)とは、別表に定める施設とする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害情報通信計画 (P33)</p> <p>別図 予報(注意報を含む。)、警報及び特別警報並びに情報等伝達系統図 図の中央部⇒ FMなかそらち</p> <p>第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画 (P36) (略)</p> <p>1 異常現象発見時の措置</p> <p>(1) 発見者の通報義務 災害が発生又は異常現象(局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は欠壊等)を発見した者は、速やかに市役所(総務部防災危機対策室)、警察署又は滝川地区広域消防事務組合消防本部(消防署、支署又は分遣所を含む。)に通報するものとする。<u>(図1)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市から各機関<u>へ</u>の通報及び住民への周知 (略)</p> <p>(4) 宿日直業務員が地域住民からの災害情報又は、被害状況を受理した際は、防災危機対策室長(不在のときは、<u>総務課長</u>)に報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。</p> <p>2 地下街等、<u>要配慮者利用施設</u>への情報伝達</p> <p>(1) 地下街等、<u>要配慮者利用施設</u> 「地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)又は主として高齢者・<u>障がい者等</u>の<u>要配慮者</u>が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの」(以下「地下施設等」という。)とは、別表に定める施設とする。</p>

現 行	改 正
<p>(2) 洪水予報等の伝達方法 (略)</p> <p>ア 伝達情報 国土交通省・北海道からの洪水予報等(洪水注意報、警報)、避難情報(準備、勧告、指示)及び避難場所</p> <p>イ 伝達系統</p> <p>(3) 市長は、地下施設等の名称及び所在地、伝達方法等について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(P37)</p> <p>洪水予報等の伝達系統図</p>	<p>(2) 洪水予報等の伝達方法 (略)</p> <p>ア 伝達情報 国土交通省・北海道からの洪水予報等(注意報、警報)、<u>市からの</u>避難情報(準備、勧告、指示)及び避難場所</p> <p>イ 伝達系統 <u>(図2のとおり)</u></p> <p>ウ 伝達方法 市長は、地下施設等の<u>利用者</u>に洪水予報等の情報を周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>(P37)</p> <p>洪水予報等の伝達系統図</p>

現	行	改	正
(P38) 別表		(P38) 別表	
滝川市地下施設等及び災害時要援護者施設等名簿		滝川市地下施設等及び要配慮者利用施設	
(1) 地下街等		(1) 地下街等(水防法第15条第1項第3号イに該当するもの)	
	施設名称	所在地	
1	スマイルビル	滝川市栄町3丁目9-2	1
2	高林デパート	滝川市栄町3丁目3-11	
(2) 災害時要援護者協力施設		(2) 要配慮者利用施設(水防法第15条第1項第3号ロに該当するもの)	
	施設名称	所在地	
1	あい歯科クリニック	滝川市東町3丁目1-29	1
2	あさひ歯科クリニック	滝川市朝日町西1丁目6-1	2
3	アヒコ歯科医院	滝川市一の坂町東3丁目3-9	3
4	石田クリニック	滝川市有明町2丁目4-45	4
5	えべおつファミリークリニック	滝川市江部乙町東12丁目1-18	5
6	おおい内科循環器科クリニック	滝川市東町3丁目1-2	6
7	男澤医院	滝川市朝日町西5丁目1-5	7
8	こしお整形外科クリニック	滝川市空知町3丁目7-18	8
9	コスモデンタルクリニック	滝川市大町3丁目4-16	9
10	こども発達支援センター	滝川市栄町1丁目7-14	10
11	佐藤医院	滝川市一の坂町東2丁目1-1	11
12	佐藤病院	滝川市泉町135-15	12
13	しのじま皮膚科	滝川市本町1丁目6-1	13
14	渋谷歯科医院	滝川市二の坂町東2丁目1-1	14
15	すがい小児科医院	滝川市大町5丁目3-33	15
16	鈴木内科クリニック	滝川市黄金町西3丁目1-1-30	16
17	スマイル歯科	滝川市本町3丁目1-1	17
18	そらち乳腺肛門クリニック	滝川市明神町4丁目10-8	18
19	滝川駅前歯科クリニック	滝川市栄町2丁目10-21	19
20	滝川中央病院	滝川市朝日町東2丁目1-5	20
21	たきかわ産科婦人科クリニック	滝川市本町2丁目2-19	21
22	たきかわ産婦人科クリニック	滝川市本町2丁目5-19	22
23	どうちん内科・消化器科	滝川市栄町2丁目5-13	23
24	なかむらファミリー歯科	滝川市扇町3丁目34-69	24
25	にかいどうメンタルクリニック	滝川市栄町2丁目8-8	25
26	のせ医院	滝川市西町7丁目3-41	26
27	はらおか歯科医院	滝川市花月町1丁目9-10	27
28	フジタ歯科医院	滝川市朝日町東4丁目1-4	28
29	フルールハビネスたきかわ	滝川市栄町1丁目11-30	29
30	ほほえみ工房(作業場)	滝川市空知町2丁目7-26	30
	施設名称	所在地	
1	こども発達支援センター	滝川市栄町1丁目7番14号	1
2	滝川市こどもセンター(めもる)	滝川市花月町2丁目5番1号	2
3	花月保育所	滝川市花月町2丁目5番1号	3
4	中央保育所	滝川市明神町3丁目7番24号	4
5	滝川幼稚園	滝川市栄町2丁目7番13号	5
6	滝川市立病院	滝川市大町2丁目2番34号	6
7	神部病院	滝川市栄町3丁目4番27号	7
8	滝川脳神経外科病院	滝川市西町1丁目2番5号	8
9	たきかわ産科婦人科クリニック	滝川市本町2丁目5番18号	9
10	三世代交流センター(デイサービス)	滝川市西町2丁目2番1号	10
11	身体障害者福祉センター(地域ふれあいセンター)	滝川市新町2丁目8番5号	11
12	フルールハビネスたきかわ	滝川市栄町1丁目11番30号	12
13	カーサシーザース	滝川市本町1丁目5番27号	13
14	介護老人ホームあおぞら	滝川市花月町3丁目6番17号	14
15	グループホームくらす	滝川市栄町3丁目6番12号	15
16	グループホームともだちの家	滝川市西町2丁目3番47号	16
17	ケアハウスメゾンふるーる	滝川市東町2丁目1番23号	17
18	デイサービスセンターあえる	滝川市本町1丁目5番27号	18
19	デイサービスセンターこうよう	滝川市西町1丁目3番13号	19
20	てらす(小規模多機能型居宅介護)	滝川市栄町3丁目6番12号	20
21	ニチイケアセンター滝川	滝川市大町3丁目1番5号	21
22	ニチイケアセンターせせらぎ公園	滝川市中島町1丁目16番地2	22

現	行	改	正
31	みなみ歯科医院	滝川市西町5丁目3-38	
32	みやこし歯科医院	滝川市江部乙町東12丁目1-4	
33	メープル歯科	滝川市東町5丁目8-36	
34	若葉台病院	滝川市江部乙町東12丁目1452-1	
35	安岡歯科医院	滝川市明神町4丁目2-36	
36	久保会医院	滝川市本町1丁目4-24	
37	橋本歯科医院	滝川市西町2丁目3-23	
38	近藤眼科医院	滝川市本町2丁目3-23	
39	啓南歯科医院	滝川市中島町4丁目1-1	
40	高山針灸整骨院	滝川市本町4-243	
41	三世代交流センター（デイサービス）	滝川市西町2丁目2-1	
42	神部病院	滝川市栄町3丁目4-27	
43	身体障害者福祉センター（地域ふれあいセンター）	滝川市新町2丁目8-5	
44	杉村歯科医院	滝川市栄町1丁目7-26	
45	西地区公民館・西地区児童センター	滝川市西町6丁目1-15	
46	西町老人福祉センター	滝川市西町3丁目2-37	
47	西尾歯科	滝川市栄町6丁目1-38	
48	川口耳鼻咽喉科クリニック	滝川市空知町2丁目5	
49	扇町コミュニティーセンター・扇町児童館	滝川市扇町2丁目18-28	
50	村田皮膚科医院	滝川市明神町2丁目4-2	
51	滝川子どもクリニック	滝川市空知町2丁目5-21	
52	滝川栄町眼科	滝川市栄町2丁目9-3	
53	滝川市子どもセンター（めもる）	滝川市花月町2丁目5-1	
54	滝川市立病院	滝川市大町2丁目2-34	
55	滝川歯科医院	滝川市明神町1-5-35	
56	滝川脳神経外科病院	滝川市西町1丁目2-5	
57	滝川幼稚園	滝川市栄町2丁目7-13	
58	しらかば幼稚園	滝川市一の坂町西1丁目1-1	
59	中央児童センター・子ども科学館	滝川市新町2丁目6-1	
60	中央保育所	滝川市明神町3丁目7-24	
61	塚本歯科医院	滝川市栄町4丁目4-22	
62	武田医院	滝川市本町1丁目2-18	
63	武内歯科医院	滝川市大町2丁目1-23	
64	文屋内科消化器科医院	滝川市空知町2丁目4-10	
65	保健センター・急病センター	滝川市明神町1丁目5-32	
66	柳歯科医院	滝川市大町2丁目1-2	
67	籠島歯科医院	滝川市新町1丁目8-26	

現	行 改 正				
<p style="text-align: center;">第4章 災害予防計画</p> <p>第3節 水防計画 (P55)</p> <p>(略)</p> <p>1 水防責任の大綱</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 札幌管区气象台が気象の状況により、洪水等のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合(気象業務法第14条の2第1項(昭和27年法律第165号))</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(4) 札幌建設管理部</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: right;">(P56)</p> <p>表中滝川消防団第二分団の所管区域</p> <table border="1" data-bbox="165 1332 1102 1433"> <tr> <td style="text-align: center;">滝川消防団 第二分団</td> <td>大町、一の坂町、朝日町、黄金町、本町(第三分団所管区域を除く。)、緑町、東町、二の坂町、北滝の川(函館本線以東)、南滝の川、文京町、屯田町、流通団地</td> </tr> </table>	滝川消防団 第二分団	大町、一の坂町、朝日町、黄金町、本町(第三分団所管区域を除く。)、緑町、東町、二の坂町、北滝の川(函館本線以東)、南滝の川、文京町、屯田町、流通団地	<p style="text-align: center;">第4章 災害予防計画</p> <p>第3節 水防計画 (P55)</p> <p>(略)</p> <p>1 水防責任の大綱</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) <u>札幌管区气象台から、洪水等の発生に係る予報及び警報を発表する旨の通知を受けた場合(気象業務法第14条の2第1項(昭和27年法律第165号))</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(4) <u>空知総合振興局札幌建設管理部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: right;">(P56)</p> <p>表中滝川消防団第二分団の所管区域</p> <table border="1" data-bbox="1137 1332 2072 1465"> <tr> <td style="text-align: center;">滝川消防団 第二分団</td> <td>大町、一の坂町、朝日町、黄金町、本町(第三分団所管区域を除く。)、緑町、東町、二の坂町、<u>滝の川町</u>、北滝の川(函館本線以東)、南滝の川(<u>第四分団所管区域を除く</u>)、文京町、屯田町、流通団地</td> </tr> </table>	滝川消防団 第二分団	大町、一の坂町、朝日町、黄金町、本町(第三分団所管区域を除く。)、緑町、東町、二の坂町、 <u>滝の川町</u> 、北滝の川(函館本線以東)、南滝の川(<u>第四分団所管区域を除く</u>)、文京町、屯田町、流通団地
滝川消防団 第二分団	大町、一の坂町、朝日町、黄金町、本町(第三分団所管区域を除く。)、緑町、東町、二の坂町、北滝の川(函館本線以東)、南滝の川、文京町、屯田町、流通団地				
滝川消防団 第二分団	大町、一の坂町、朝日町、黄金町、本町(第三分団所管区域を除く。)、緑町、東町、二の坂町、 <u>滝の川町</u> 、北滝の川(函館本線以東)、南滝の川(<u>第四分団所管区域を除く</u>)、文京町、屯田町、流通団地				

現 行	改 正
<p style="text-align: right;">(P57)</p> <p>3 隣接市町水防管理団体、警察官、自衛隊及びボランティアとの協力応援</p> <p>(1) (略)</p> <p style="text-align: right;">(P58)</p> <p>(2) 警察官との協力応援</p> <p>警察官との協力応援は、次章第20節の災害警備計画に定めるところによるもののほか、水防管理者及び消防長が協力応援を求めるときの、水防法</p>	<p style="text-align: right;">(P57)</p> <p>3 隣接市町水防管理団体、<u>北海道開発局</u>、警察官、自衛隊及びボランティアとの協力応援</p> <p>(1) (略)</p> <p style="text-align: right;">(P58)</p> <p>(2) <u>国土交通省北海道開発局</u>（以下本節内「河川管理者」という。）との協力が必要な事項</p> <p><u>ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（石狩川及び空知川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供</u></p> <p><u>イ 重要水防箇所の手合同点検の実施。</u></p> <p><u>ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加。</u></p> <p><u>エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与。</u></p> <p><u>オ 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）。</u></p> <p><u>以上の事項に関し、河川管理者は、水防管理団体への河川に関する情報の伝達方法を別に定めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>警察官との協力応援</u></p> <p>警察官との協力応援は、次章第20節の災害警備計画に定めるところによるもののほか、水防管理者及び消防長が協力応援を求めるときの、水防法に規</p>

現	行	改	正																																																
<p>に規定されている事項は、次のとおりである。</p> <p>ア 警察通信施設の使用 水防法第27条第2項</p> <p>イ 警戒区域の設定 水防法第21条第2項</p> <p>ウ 警察官の出動 水防法第22条</p> <p>エ 避難のための立ち退きの場合における通知 水防法第29条</p> <p>(3) 自衛隊の派遣要請</p> <p>自衛隊の派遣要請は、次章第22節の自衛隊災害派遣要請計画に基づき、北海道知事（空知総合振興局長）に要求するものとする。</p> <p>(4) ボランティアとの協力応援</p> <p>ボランティアとの協力応援は、災害時における市民生活の安定等を図る上で重要な役割を担うものであることから、次章第23節の防災ボランティア連携計画の定めるところによる。</p> <p>4 重要水防区域及び水防施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水位観測</p> <p>(略)</p>		<p>定されている事項は、次のとおりである。</p> <p>ア 警察通信施設の使用 水防法第27条第2項</p> <p>イ 警戒区域の設定 水防法第21条第2項</p> <p>ウ 警察官の出動 水防法第22条</p> <p>エ 避難のための立ち退きの場合における通知 水防法第29条</p> <p>(4) 自衛隊の派遣要請</p> <p>自衛隊の派遣要請は、次章第22節の自衛隊災害派遣要請計画に基づき、北海道知事（空知総合振興局長）に要求するものとする。</p> <p>(5) ボランティアとの協力応援</p> <p>ボランティアとの協力応援は、災害時における市民生活の安定等を図る上で重要な役割を担うものであることから、次章第23節の防災ボランティア連携計画の定めるところによる。</p> <p>4 重要水防区域及び水防施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水位観測</p> <p>(略)</p>																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th rowspan="2">水系名</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">観測所位置</th> <th colspan="4">通報水位</th> <th rowspan="2">計画高水位</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>水防団待機(指定)</th> <th>はん濫注意(警戒)</th> <th>避難判断(-)</th> <th>はん濫危険(危険)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		観測所名	水系名	河川名	観測所位置	通報水位				計画高水位	備考	水防団待機(指定)	はん濫注意(警戒)	避難判断(-)	はん濫危険(危険)											<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th rowspan="2">水系名</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">観測所位置</th> <th colspan="4">通報水位</th> <th rowspan="2">計画高水位</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>水防団待機(指定)</th> <th>はん濫注意(警戒)</th> <th>避難判断(-)</th> <th>はん濫危険(危険)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(P 59)</p>		観測所名	水系名	河川名	観測所位置	通報水位				計画高水位	備考	水防団待機(指定)	はん濫注意(警戒)	避難判断(-)	はん濫危険(危険)										
観測所名	水系名					河川名	観測所位置	通報水位				計画高水位	備考																																						
		水防団待機(指定)	はん濫注意(警戒)	避難判断(-)	はん濫危険(危険)																																														
観測所名	水系名	河川名	観測所位置	通報水位				計画高水位	備考																																										
				水防団待機(指定)	はん濫注意(警戒)	避難判断(-)	はん濫危険(危険)																																												

現 行										改 正									
奈井江大橋	石狩川	石狩川	樺戸郡浦白町字キナウスナイ 197 番地 59 先	m	m	m	m	m		奈井江大橋	石狩川	石狩川	<u>樺戸郡浦白町黄白内</u>	m	m	m	m	m	
砂川橋	〃	〃	砂川市西 3 条北 8 丁目 556 番地 1 先	18.30	20.30	—	—	24.70		砂川橋	〃	〃	<u>砂川市西 3 条北 8 丁目</u>	18.30	20.30	—	—	24.70	
橋本町	〃	〃	樺戸郡新十津川町中央 89 番地	23.20	24.60	26.20	26.80	28.15		橋本町	〃	〃	樺戸郡新十津川町中央 89 番地	23.20	24.60	26.20	26.80	28.15	
伏古	〃	〃	滝川市江部乙町西 13 丁目	29.60	30.80	—	—	34.32		伏古	〃	〃	滝川市江部乙町西 13 丁目	29.60	30.80	—	—	34.32	
(P 59)																			
納内	〃	〃	深川市納内町納内橋	57.50	58.90	60.20	61.20	61.75		納内	〃	〃	深川市納内町納内橋	57.50	58.90	60.20	61.20	61.75	
空知大橋	〃	空知川	滝川市空知町南 5 丁目 105 番地	24.90	26.50	—	—	28.99		空知大橋	〃	空知川	滝川市空知町 <u>3 丁目 1 地先</u>	24.90	26.50	—	—	28.99	
赤平	〃	〃	赤平市東文京町 1 丁目 2 番地先	43.60	44.90	48.70	49.50	50.09		赤平	〃	〃	赤平市東文京町 1 丁目 <u>1 番地先</u>	43.60	44.90	48.70	49.50	50.09	
雨竜橋	〃	雨竜川	雨竜郡雨竜町第 16 区	32.80	33.80	34.60	35.60	37.26		雨竜橋	〃	雨竜川	雨竜郡 <u>妹背牛町千秋</u>	32.80	33.80	34.20	34.60	37.26	
多度志	〃	〃	雨竜郡沼田町字共成	56.40	57.00	57.10	57.40	59.02		多度志	〃	〃	雨竜郡沼田町字共成 <u>24 番地</u>	56.40	57.00	57.90	58.20	59.02	
幌加内	〃	〃	雨竜郡幌加内町字幌加内市街地	156.2	156.7	156.8	157.0	158.19		幌加内	〃	〃	雨竜郡幌加内町字幌加内市街地	156.20	156.70	157.20	157.40	158.19	

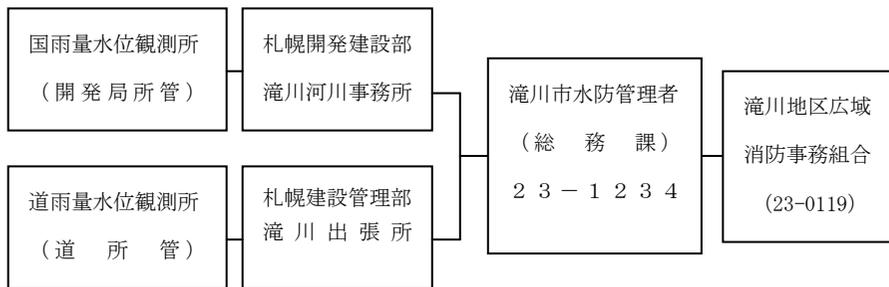
現 行	改 正																																
<p>(3)雨量観測 (略) 表中 奈井江大橋の観測所位置⇒樺戸郡浦臼字キナウスナイ197番地59先 (P60)</p> <p>5 気象警報等の通信連絡</p> <p>(1) 水防活動用予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等 水防管理者又は水防関係機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区气象台及び北海道開発局から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。 水防活動用予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の種類</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:20%;">種 類</th> <th style="width:15%;">発 表 機 関</th> <th style="width:50%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> 気象予警報 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項 </td> <td> 大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 </td> <td style="text-align: center;">気象官署</td> <td> 一般向け注意報及び警報の 発表をもって代える (第2章第2節) </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(P61)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:20%;">種 類</th> <th style="width:15%;">発 表 機 関</th> <th style="width:50%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> 洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項 </td> <td style="text-align: center;">注意報・警報・情報</td> <td style="text-align: center;"> 北海道開発局 北海道 気象官署共同 </td> <td> 指定河川について、水位又は 流量を示して行う予報 (第2章第3節) </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 類	発 表 機 関	摘 要	気象予警報 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報	気象官署	一般向け注意報及び警報の 発表をもって代える (第2章第2節)	区 分	種 類	発 表 機 関	摘 要	洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 気象官署共同	指定河川について、水位又は 流量を示して行う予報 (第2章第3節)	<p>(3)雨量観測 (略) 表中 奈井江大橋の観測所位置⇒<u>樺戸郡浦臼町黄臼内</u> (P60)</p> <p>5 気象警報等の通信連絡</p> <p>(1) 水防活動用予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報等 水防管理者又は水防関係機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区气象台及び北海道開発局から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。 水防活動用予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報等の種類</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:20%;">種 類</th> <th style="width:15%;">発 表 機 関</th> <th style="width:50%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> 気象予警報 水防法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項 </td> <td> 大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報 </td> <td style="text-align: center;">気象官署</td> <td> 一般向け注意報及び警報の 発表をもって代える (北海道水防計画 第2章 第2節) </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(P61)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:20%;">種 類</th> <th style="width:15%;">発 表 機 関</th> <th style="width:50%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> 洪水予報 水防法第10条第2項、 第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項 </td> <td style="text-align: center;">注意報・警報・情報</td> <td style="text-align: center;"> 北海道開発局 北海道 気象官署共同 </td> <td> 指定河川について、水位又は 流量を示して行う予報 (北海道水防計画 第2章 第3節) </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 類	発 表 機 関	摘 要	気象予警報 水防法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	気象官署	一般向け注意報及び警報の 発表をもって代える (北海道水防計画 第2章 第2節)	区 分	種 類	発 表 機 関	摘 要	洪水予報 水防法第10条第2項、 第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 気象官署共同	指定河川について、水位又は 流量を示して行う予報 (北海道水防計画 第2章 第3節)
区 分	種 類	発 表 機 関	摘 要																														
気象予警報 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報	気象官署	一般向け注意報及び警報の 発表をもって代える (第2章第2節)																														
区 分	種 類	発 表 機 関	摘 要																														
洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 気象官署共同	指定河川について、水位又は 流量を示して行う予報 (第2章第3節)																														
区 分	種 類	発 表 機 関	摘 要																														
気象予警報 水防法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	気象官署	一般向け注意報及び警報の 発表をもって代える (北海道水防計画 第2章 第2節)																														
区 分	種 類	発 表 機 関	摘 要																														
洪水予報 水防法第10条第2項、 第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 気象官署共同	指定河川について、水位又は 流量を示して行う予報 (北海道水防計画 第2章 第3節)																														

現 行 改 正

水 防 警 報 (法第16条)	待機・準備・出動 ・指 示・解 除	北海道開発局 北 海 道	指定河川地域の水防管理団 体に水防活動を行う必要が あることを警告して発表 (第2章第4節)
--------------------	----------------------	-----------------	---

(P62)

ア 雨量水位観測通報系統図



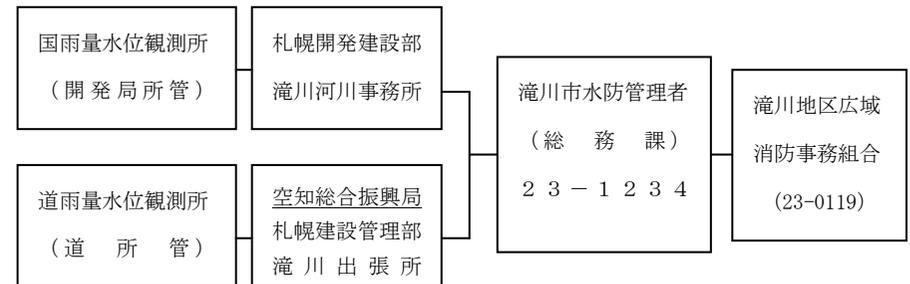
(P63)

専用通信施設	設置場所	施設種別	担 当 者	使用手続
J R 専用電話	J R 各駅	専用電話	J R 各駅長	口 頭
自衛隊専用電話	自衛隊(陸上 自衛隊第10 普通科連隊 第3科)	専用電話 N T T	自衛隊(陸上自衛 隊第10普通科連隊 第3科長)	口 頭

水 防 警 報 (水防法第16条)	待機・準備・出動 ・指 示・解 除	北海道開発局 北 海 道	指定河川地域の水防管理団 体に水防活動を行う必要が あることを警告して発表 (北海道水防計画 第2章 第4節)
----------------------	----------------------	-----------------	---

(P62)

ア 雨量水位観測通報系統図



(P63)

専用通信施設	設置場所	施設種別	担 当 者	使用手続
J R 専用電話	J R 各駅	専用電話	J R 各駅長	口 頭
自衛隊専用無線	連絡員が携行	自 衛 隊 専 用 無 線	自衛隊(陸上自衛 隊第10普通科連隊 第3科長)	口 頭

現 行	改 正																																								
<p style="text-align: right;">(P64)</p> <p>7 水防活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(中略)</p> <p>地区別巡視責任者は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">地 区</th> <th style="width:30%;">担当河川等</th> <th style="width:15%;">巡視担当部署</th> <th style="width:15%;">巡視責任者</th> <th style="width:10%;">監視員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滝川地区</td> <td>石狩川、空知川、銀川、小野川、第二小野川、ボンクラ川、深沢川、大曲川、宮下川、ラウネ川、第二ラウネ川、出島川</td> <td style="text-align: center;">建設部 消防署</td> <td style="text-align: center;">土木課長 消防署長</td> <td style="text-align: center;">25 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(P65)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">地 区</th> <th style="width:30%;">担当河川等</th> <th style="width:15%;">巡 視 担 当 部 署</th> <th style="width:15%;">巡視責任者</th> <th style="width:10%;">監視員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">江部乙地区</td> <td>石狩川、新川、江部乙川、第一江部乙川、第二江部乙川、東陽川、手島川、手島小川、南手島川、足島川、熊穴川、第一熊穴川、第二熊穴川、黄金川、第一出島川</td> <td style="text-align: center;">建 設 部 消防署江竜支 署</td> <td style="text-align: center;">土木課長 消防署江竜 支署長</td> <td style="text-align: center;">13 人</td> </tr> </tbody> </table>	地 区	担当河川等	巡視担当部署	巡視責任者	監視員の数	滝川地区	石狩川、空知川、銀川、小野川、第二小野川、ボンクラ川、深沢川、大曲川、宮下川、ラウネ川、第二ラウネ川、出島川	建設部 消防署	土木課長 消防署長	25 人	地 区	担当河川等	巡 視 担 当 部 署	巡視責任者	監視員の数	江部乙地区	石狩川、新川、江部乙川、第一江部乙川、第二江部乙川、東陽川、手島川、手島小川、南手島川、足島川、熊穴川、第一熊穴川、第二熊穴川、黄金川、第一出島川	建 設 部 消防署江竜支 署	土木課長 消防署江竜 支署長	13 人	<p style="text-align: right;">(P64)</p> <p>7 水防活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(中略)</p> <p>地区別巡視責任者は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">地 区</th> <th style="width:30%;">担当河川等</th> <th style="width:15%;">巡視担当部署</th> <th style="width:15%;">巡視責任者</th> <th style="width:10%;">監視員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滝川地区</td> <td>石狩川、空知川、銀川、小野川、第二小野川、ボンクラ川、深沢川、大曲川、宮下川、ラウネ川、第二ラウネ川、出島川</td> <td style="text-align: center;"><u>滝川市</u>建設部 <u>滝川</u>消防署</td> <td style="text-align: center;">土木課長 消防署長</td> <td style="text-align: center;">25 人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">地 区</th> <th style="width:30%;">担当河川等</th> <th style="width:15%;">巡 視 担 当 部 署</th> <th style="width:15%;">巡視責任者</th> <th style="width:10%;">監視員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">江部乙地区</td> <td>石狩川、新川、江部乙川、第一江部乙川、第二江部乙川、東陽川、手島川、手島小川、南手島川、足島川、熊穴川、第一熊穴川、第二熊穴川、黄金川、第一出島川</td> <td style="text-align: center;"><u>滝川市</u>建設部 <u>滝川</u>消防署江 竜支署</td> <td style="text-align: center;">土木課長 <u>江竜支署長</u></td> <td style="text-align: center;">13 人</td> </tr> </tbody> </table>	地 区	担当河川等	巡視担当部署	巡視責任者	監視員の数	滝川地区	石狩川、空知川、銀川、小野川、第二小野川、ボンクラ川、深沢川、大曲川、宮下川、ラウネ川、第二ラウネ川、出島川	<u>滝川市</u> 建設部 <u>滝川</u> 消防署	土木課長 消防署長	25 人	地 区	担当河川等	巡 視 担 当 部 署	巡視責任者	監視員の数	江部乙地区	石狩川、新川、江部乙川、第一江部乙川、第二江部乙川、東陽川、手島川、手島小川、南手島川、足島川、熊穴川、第一熊穴川、第二熊穴川、黄金川、第一出島川	<u>滝川市</u> 建設部 <u>滝川</u> 消防署江 竜支署	土木課長 <u>江竜支署長</u>	13 人
地 区	担当河川等	巡視担当部署	巡視責任者	監視員の数																																					
滝川地区	石狩川、空知川、銀川、小野川、第二小野川、ボンクラ川、深沢川、大曲川、宮下川、ラウネ川、第二ラウネ川、出島川	建設部 消防署	土木課長 消防署長	25 人																																					
地 区	担当河川等	巡 視 担 当 部 署	巡視責任者	監視員の数																																					
江部乙地区	石狩川、新川、江部乙川、第一江部乙川、第二江部乙川、東陽川、手島川、手島小川、南手島川、足島川、熊穴川、第一熊穴川、第二熊穴川、黄金川、第一出島川	建 設 部 消防署江竜支 署	土木課長 消防署江竜 支署長	13 人																																					
地 区	担当河川等	巡視担当部署	巡視責任者	監視員の数																																					
滝川地区	石狩川、空知川、銀川、小野川、第二小野川、ボンクラ川、深沢川、大曲川、宮下川、ラウネ川、第二ラウネ川、出島川	<u>滝川市</u> 建設部 <u>滝川</u> 消防署	土木課長 消防署長	25 人																																					
地 区	担当河川等	巡 視 担 当 部 署	巡視責任者	監視員の数																																					
江部乙地区	石狩川、新川、江部乙川、第一江部乙川、第二江部乙川、東陽川、手島川、手島小川、南手島川、足島川、熊穴川、第一熊穴川、第二熊穴川、黄金川、第一出島川	<u>滝川市</u> 建設部 <u>滝川</u> 消防署江 竜支署	土木課長 <u>江竜支署長</u>	13 人																																					

現	行	改	正
(P68)		(P68)	
江部乙小学校グラウンドの代替場所		江部乙小学校グラウンドの代替場所	
場 所	所 在 地	面 積 (㎡)	場 所
①江部乙中学校グラウンド	江部乙町東12丁目	14,800	①江部乙中学校グラウンド
②江部乙公園運動場	江部乙町東13丁目	4,096	②江部乙公園運動場
合 計		18,896	合 計
陸上自衛隊滝川駐屯地飛行場及びたきかわスカイパークの代替場所		陸上自衛隊滝川駐屯地飛行場及びたきかわスカイパークの代替場所	
場 所	所 在 地	面 積 (㎡)	場 所
①滝川スポーツセンター	二の坂町東3丁目	53,080	①滝川公園内屋外施設
内訳) サッカー場		内訳) 19,000	内訳) 市営球場
グラウンド		9,000	陸上競技場
陸上競技場		14,080	
野球場グラウンド		11,000	
②東栄小学校グラウンド	東滝川町4丁目	10,400	②滝川市文京台ソフトボール場
合 計		63,480	合 計
(P71)		(P71)	
滝川地区広域消防事務組合組織図		滝川地区広域消防事務組合組織図	
(別紙 資料2-3 のとおり)		(別紙 資料2-3 のとおり)	
(P72)		(P72)	
市保有水防資機材		市保有水防資機材	
(別紙 資料2-4 のとおり)		(別紙 資料2-4 のとおり)	

現	行 改																																																																																																																														
<p>(P73)</p> <p>別表第3 (4の(4)関係)</p> <p style="text-align: center;">民間調達水防資器材</p> <p style="text-align: right;">平成20年7月30日現在</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">水防資器材</th> <th style="text-align: center;">麻袋</th> <th style="text-align: center;">PP袋</th> <th style="text-align: center;">縄</th> <th style="text-align: center;">土砂</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">調 達 先</th> <th style="text-align: center;">所 在</th> <th style="text-align: center;">電話番号</th> <th style="text-align: center;">袋</th> <th style="text-align: center;">袋</th> <th style="text-align: center;">巻</th> <th style="text-align: center;">m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たきかわ農業協同組合 (たきかわ資材)</td> <td>本町4丁目1番31号 (滝の川町西8丁目1番30号)</td> <td>22-3401 (23-1333)</td> <td></td> <td>3,000</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>たきかわ農業協同組合江部乙支店 (えべおつ資材)</td> <td>江部乙町西12丁目1番1号 (〃 西12丁目11番8号)</td> <td>75-2221 (75-2255)</td> <td>300</td> <td>1,000</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋本伴三商店</td> <td>栄町2丁目6番26号</td> <td>23-3133</td> <td>600</td> <td>8,000</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(有) 田鎖金物店</td> <td>本町2丁目3番5号</td> <td>24-7331</td> <td></td> <td>2,000</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株) 中川かなもの</td> <td>本町1丁目1番1号</td> <td>22-2166</td> <td>20</td> <td>3,600</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>米倉商事(株)</td> <td>本町2丁目6番4号</td> <td>22-1661</td> <td>500</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(有) 江部乙砂利</td> <td>江部乙町東10丁目9番56号</td> <td>75-2089</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>(株) 新谷組</td> <td>朝日町西3丁目1番13号</td> <td>22-4050</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>中央企業(株)</td> <td>緑町2丁目1番25号</td> <td>23-3314</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> <td>1,420</td> <td>17,600</td> <td>455</td> <td>25,500</td> </tr> </tbody> </table>	水防資器材			麻袋	PP袋	縄	土砂	調 達 先	所 在	電話番号	袋	袋	巻	m ³	たきかわ農業協同組合 (たきかわ資材)	本町4丁目1番31号 (滝の川町西8丁目1番30号)	22-3401 (23-1333)		3,000	20		たきかわ農業協同組合江部乙支店 (えべおつ資材)	江部乙町西12丁目1番1号 (〃 西12丁目11番8号)	75-2221 (75-2255)	300	1,000	30		橋本伴三商店	栄町2丁目6番26号	23-3133	600	8,000	300		(有) 田鎖金物店	本町2丁目3番5号	24-7331		2,000	5		(株) 中川かなもの	本町1丁目1番1号	22-2166	20	3,600	100		米倉商事(株)	本町2丁目6番4号	22-1661	500				(有) 江部乙砂利	江部乙町東10丁目9番56号	75-2089				20,000	(株) 新谷組	朝日町西3丁目1番13号	22-4050				5,000	中央企業(株)	緑町2丁目1番25号	23-3314				500	合 計			1,420	17,600	455	25,500	<p>(P73)</p> <p>別表第3 (4の(4)関係)</p> <p style="text-align: center;">民間調達水防資器材</p> <p style="text-align: right;">平成26年12月30日現在</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">水防資器材</th> <th style="text-align: center;">麻袋</th> <th style="text-align: center;">PP袋</th> <th style="text-align: center;">縄</th> <th style="text-align: center;">土砂</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">調 達 先</th> <th style="text-align: center;">所 在</th> <th style="text-align: center;">電話番号</th> <th style="text-align: center;">袋</th> <th style="text-align: center;">袋</th> <th style="text-align: center;">巻</th> <th style="text-align: center;">m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たきかわ農業協同組合生産資材センター(広域 当農センター内)</td> <td>北滝の川1</td> <td>23-1333</td> <td>1,000～ 2,000</td> <td>500</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋本伴三商店</td> <td>栄町2丁目6番26号</td> <td>23-3133</td> <td>500</td> <td>5,200</td> <td>150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)新谷宍戸建設</td> <td>朝日町西3丁目1番13号</td> <td>22-4050</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> <td>1,500～ 2,500</td> <td>5,700</td> <td>158</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>	水防資器材			麻袋	PP袋	縄	土砂	調 達 先	所 在	電話番号	袋	袋	巻	m ³	たきかわ農業協同組合生産資材センター(広域 当農センター内)	北滝の川1	23-1333	1,000～ 2,000	500	8		橋本伴三商店	栄町2丁目6番26号	23-3133	500	5,200	150		(株)新谷宍戸建設	朝日町西3丁目1番13号	22-4050				5,000	合 計			1,500～ 2,500	5,700	158	5,000
水防資器材			麻袋	PP袋	縄	土砂																																																																																																																									
調 達 先	所 在	電話番号	袋	袋	巻	m ³																																																																																																																									
たきかわ農業協同組合 (たきかわ資材)	本町4丁目1番31号 (滝の川町西8丁目1番30号)	22-3401 (23-1333)		3,000	20																																																																																																																										
たきかわ農業協同組合江部乙支店 (えべおつ資材)	江部乙町西12丁目1番1号 (〃 西12丁目11番8号)	75-2221 (75-2255)	300	1,000	30																																																																																																																										
橋本伴三商店	栄町2丁目6番26号	23-3133	600	8,000	300																																																																																																																										
(有) 田鎖金物店	本町2丁目3番5号	24-7331		2,000	5																																																																																																																										
(株) 中川かなもの	本町1丁目1番1号	22-2166	20	3,600	100																																																																																																																										
米倉商事(株)	本町2丁目6番4号	22-1661	500																																																																																																																												
(有) 江部乙砂利	江部乙町東10丁目9番56号	75-2089				20,000																																																																																																																									
(株) 新谷組	朝日町西3丁目1番13号	22-4050				5,000																																																																																																																									
中央企業(株)	緑町2丁目1番25号	23-3314				500																																																																																																																									
合 計			1,420	17,600	455	25,500																																																																																																																									
水防資器材			麻袋	PP袋	縄	土砂																																																																																																																									
調 達 先	所 在	電話番号	袋	袋	巻	m ³																																																																																																																									
たきかわ農業協同組合生産資材センター(広域 当農センター内)	北滝の川1	23-1333	1,000～ 2,000	500	8																																																																																																																										
橋本伴三商店	栄町2丁目6番26号	23-3133	500	5,200	150																																																																																																																										
(株)新谷宍戸建設	朝日町西3丁目1番13号	22-4050				5,000																																																																																																																									
合 計			1,500～ 2,500	5,700	158	5,000																																																																																																																									

現 行 改 正

(参考)

巴産業(株)	明神町4丁目1-7	22-1375	フレコン用： 50～100袋
--------	-----------	---------	----------------

(P74)

別表第4 (4の(5)関係)

水防用土砂堆積及び麻袋等保管場所一覧表

区分 地域名	水防用土砂	麻袋 P P 袋	木くい
	堆積場所	保管場所	保管場所
滝川	滝川地区 維持センター敷地	滝川地区維持センター コミュニティ防災センター 川の科学館	滝川地区維持センター
江部乙	江部乙地区 維持センター敷地		江部乙地区維持センター

(中略)

平成21年9月30日現在

区分	分類	種別	規格	単位	数量	備考
物資	土木用材	紅白土のう		袋	25	

(参考)

巴産業(株)	明神町4丁目1-17	22-1375	フレコン用： 300袋
--------	------------	---------	-------------

(P74)

別表第4 (4の(5)関係)

水防用土砂堆積及び麻袋等保管場所一覧表

区分 地域名	水防用土砂	麻袋 P P 袋	木くい
	堆積場所	保管場所	保管場所
滝川	滝川市防災作業所敷地 滝川地区 維持センター敷地	滝川市防災作業所 コミュニティ防災センター 川の科学館	滝川地区維持センター
江部乙	江部乙地区 維持センター敷地		江部乙地区維持センター

(中略)

平成26年9月30日現在

区分	分類	種別	規格	単位	数量	備考
物資	土木用材	紅白土のう		袋	6500	

現 行								改 正								
(P75)								(P75)								
資料1 河川水位観測所								資料1 河川水位観測所								
河川名	観測所名 (観測地)	流心距離 (km)	計画高 水位	はん濫 危険水位 (危険水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	消防団 待機水位 (指定水位)	備考	河川名	観測所名 (観測地)	流心距離 (km)	計画高 水位	はん濫 危険水位 (危険水位)	避難判 断水位	はん濫 注意水位 (警戒水位)	消防団 待機水位 (指定水位)	備考
	石狩川	奈井江大橋 (浦臼町)	76.80	20.74	20.10	15.80	14.00			石狩川	奈井江大橋 (浦臼町)	76.80	20.74	20.10	<u>19.70</u>	15.80
	砂川橋 (砂川市)	87.46	24.70	—	20.30	18.30			砂川橋 (砂川市)	87.46	24.70	—	—	20.30	18.30	
	橋本町 (新十津川町)	93.90	28.15	26.80	24.60	23.20			橋本町 (新十津川町)	93.90	28.15	26.80	<u>26.20</u>	24.60	23.20	
	伏古 (滝川市)	104.78	34.32	—	30.80	29.60			伏古 (滝川市)	104.78	34.32	—	—	30.80	29.60	
	妹背牛橋 (妹背牛町)	113.50	40.89	—	39.00	37.90			妹背牛橋 (妹背牛町)	113.50	40.89	—	—	39.00	37.90	
	深川橋 (深川市)	121.90	49.81	—	49.30	48.30			深川橋 (深川市)	121.90	49.81	—	—	49.30	48.30	
	納内 (深川市)	130.22	61.75	61.20	58.90	57.50			納内 (深川市)	130.22	61.75	61.20	<u>60.20</u>	58.90	57.50	
	伊納 (旭川市)	148.50	96.39	96.00	92.20	90.80			伊納 (旭川市)	148.50	96.39	96.00	<u>95.20</u>	92.20	90.80	

現 行							改 正						
空 知 川	空 知 大 橋 (滝 川 市)	2.75	28.99	—	26.50	24.90	空 知 大 橋 (滝 川 市)	2.75	28.99	—	—	26.50	24.90
	赤 平 (赤 平 市)	17.50	50.09	49.50	44.90	43.60	赤 平 (赤 平 市)	17.50	50.09	49.50	<u>48.70</u>	44.90	43.60
雨 竜 川	雨 竜 橋 (雨 竜 町)	5.90	37.26	35.60	33.80	32.80	雨 竜 橋 (雨 竜 町)	5.90	37.26	34.60	<u>34.20</u>	33.80	32.80
	北 竜 橋 (妹 背 牛 町)	13.47	40.45	—	38.10	36.80	北 竜 橋 (妹 背 牛 町)	13.47	40.45	—	—	38.10	36.80
	達 布 橋 (沼 田 町)	21.87	46.31	—	43.90	43.10	達 布 橋 (沼 田 町)	21.87	46.31	—	—	43.90	43.10
	多 度 志 (沼 田 町)	32.50	59.02	57.40	57.00	56.40	多 度 志 (沼 田 町)	32.50	59.02	<u>58.20</u>	<u>57.90</u>	57.00	56.40
	幌 加 内 (幌 加 内 町)	74.84	158.19	157.40	156.70	156.20	幌 加 内 (幌 加 内 町)	74.84	158.19	157.40	<u>157.20</u>	156.70	156.20

現	行 改 正																																																																															
(P 76)	(P 76)																																																																															
資料 2 排水機場管理状況等一覧表	資料 2 排水機場管理状況等一覧表																																																																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機場名</th> <th>電 話</th> <th>管理者</th> <th>操作員</th> <th>自 宅</th> <th>規 模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滝 川</td> <td>22-2238</td> <td>札 建</td> <td>高橋幸夫</td> <td>090-2075-9353</td> <td>Q=10.0m³/s</td> </tr> <tr> <td>池の前</td> <td>22-4875</td> <td>札 建</td> <td>千葉一稔</td> <td>23-5848</td> <td>Q=15.0m³/s</td> </tr> <tr> <td>西滝川</td> <td>24-1961</td> <td>空知土地 改良区</td> <td>白浜信春</td> <td>75-2125</td> <td>Q= 8.4m³/s</td> </tr> <tr> <td>赤 平</td> <td>32-4569</td> <td>札 建</td> <td>山方康一</td> <td>33-8709</td> <td>Q= 3.0m³/s</td> </tr> </tbody> </table>	機場名	電 話	管理者	操作員	自 宅	規 模	滝 川	22-2238	札 建	高橋幸夫	090-2075-9353	Q=10.0m ³ /s	池の前	22-4875	札 建	千葉一稔	23-5848	Q=15.0m ³ /s	西滝川	24-1961	空知土地 改良区	白浜信春	75-2125	Q= 8.4m ³ /s	赤 平	32-4569	札 建	山方康一	33-8709	Q= 3.0m ³ /s	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機場名</th> <th>電 話</th> <th>管理者</th> <th>管理者電話番号</th> <th>規 模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滝 川</td> <td>22-2238</td> <td>札 建</td> <td>76-2211</td> <td>Q=10.0m³/s</td> </tr> <tr> <td>池の前</td> <td>22-4875</td> <td>札 建</td> <td>76-2211</td> <td>Q=15.0m³/s</td> </tr> <tr> <td>西滝川</td> <td>24-1961</td> <td>空知土地 改良区</td> <td>75-2125</td> <td>Q= 8.4m³/s</td> </tr> <tr> <td>赤 平</td> <td>32-4569</td> <td>札 建</td> <td>0124-24-4111</td> <td>Q= 3.0m³/s</td> </tr> </tbody> </table>	機場名	電 話	管理者	管理者電話番号	規 模	滝 川	22-2238	札 建	76-2211	Q=10.0m ³ /s	池の前	22-4875	札 建	76-2211	Q=15.0m ³ /s	西滝川	24-1961	空知土地 改良区	75-2125	Q= 8.4m ³ /s	赤 平	32-4569	札 建	0124-24-4111	Q= 3.0m ³ /s																								
機場名	電 話	管理者	操作員	自 宅	規 模																																																																											
滝 川	22-2238	札 建	高橋幸夫	090-2075-9353	Q=10.0m ³ /s																																																																											
池の前	22-4875	札 建	千葉一稔	23-5848	Q=15.0m ³ /s																																																																											
西滝川	24-1961	空知土地 改良区	白浜信春	75-2125	Q= 8.4m ³ /s																																																																											
赤 平	32-4569	札 建	山方康一	33-8709	Q= 3.0m ³ /s																																																																											
機場名	電 話	管理者	管理者電話番号	規 模																																																																												
滝 川	22-2238	札 建	76-2211	Q=10.0m ³ /s																																																																												
池の前	22-4875	札 建	76-2211	Q=15.0m ³ /s																																																																												
西滝川	24-1961	空知土地 改良区	75-2125	Q= 8.4m ³ /s																																																																												
赤 平	32-4569	札 建	0124-24-4111	Q= 3.0m ³ /s																																																																												
樋門・樋管管理状況等一覧表	樋門・樋管管理状況等一覧表																																																																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">図面番号</th> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">場 所 (河川名) (築堤名)</th> <th rowspan="2">管理者</th> <th>操作員</th> <th rowspan="2">断面形状</th> </tr> <tr> <th>電話番号 (自宅)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>中島樋門</td> <td>滝 川</td> <td>札 建 滝川河川</td> <td>大原 英幸 24-5028</td> <td>1.2×1.2~1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>西町樋門</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>高橋 幸夫 090-2075-9353</td> <td>2.0×2.0~2</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>西裡樋門</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>千葉 一稔 23-5848</td> <td>5.8×7.0~1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>西滝川6 丁目樋門</td> <td>〃</td> <td>空知土地 改良区</td> <td>白浜 信春 75-2125</td> <td>3.0×4.5~1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">たこ 蛸の首樋 門</td> <td rowspan="2">〃</td> <td>札 建 滝川河川</td> <td>新庄 正和 24-2982</td> <td>5.8×5.0~2</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>内野 義久 24-1316</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	図面番号	名 称	場 所 (河川名) (築堤名)	管理者	操作員	断面形状	電話番号 (自宅)	1	中島樋門	滝 川	札 建 滝川河川	大原 英幸 24-5028	1.2×1.2~1	2	西町樋門	〃	〃	高橋 幸夫 090-2075-9353	2.0×2.0~2	3	西裡樋門	〃	〃	千葉 一稔 23-5848	5.8×7.0~1	4	西滝川6 丁目樋門	〃	空知土地 改良区	白浜 信春 75-2125	3.0×4.5~1	5	たこ 蛸の首樋 門	〃	札 建 滝川河川	新庄 正和 24-2982	5.8×5.0~2	〃	内野 義久 24-1316	〃	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>図面番号</th> <th>名 称</th> <th>場 所 (河川名) (築堤名)</th> <th>管理者</th> <th>管 理 者 電話番号</th> <th>断面形状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>中島樋門</td> <td>滝 川</td> <td>札 建 滝川河川</td> <td>76-2211</td> <td>1.2×1.2~1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>西町樋門</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>2.0×2.0~2</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>西裡樋門</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>5.8×7.0~1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>西滝川6 丁目樋門</td> <td>〃</td> <td>空知土地 改良区</td> <td>75-2125</td> <td>3.0×4.5~1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">たこ 蛸の首樋 門</td> <td rowspan="2">〃</td> <td>札 建 滝川河川</td> <td>76-2211</td> <td>5.8×5.0~2</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	図面番号	名 称	場 所 (河川名) (築堤名)	管理者	管 理 者 電話番号	断面形状	1	中島樋門	滝 川	札 建 滝川河川	76-2211	1.2×1.2~1	2	西町樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0~2	3	西裡樋門	〃	〃	〃	5.8×7.0~1	4	西滝川6 丁目樋門	〃	空知土地 改良区	75-2125	3.0×4.5~1	5	たこ 蛸の首樋 門	〃	札 建 滝川河川	76-2211	5.8×5.0~2	〃	〃	〃
図面番号					名 称		場 所 (河川名) (築堤名)	管理者	操作員	断面形状																																																																						
	電話番号 (自宅)																																																																															
1	中島樋門	滝 川	札 建 滝川河川	大原 英幸 24-5028	1.2×1.2~1																																																																											
2	西町樋門	〃	〃	高橋 幸夫 090-2075-9353	2.0×2.0~2																																																																											
3	西裡樋門	〃	〃	千葉 一稔 23-5848	5.8×7.0~1																																																																											
4	西滝川6 丁目樋門	〃	空知土地 改良区	白浜 信春 75-2125	3.0×4.5~1																																																																											
5	たこ 蛸の首樋 門	〃	札 建 滝川河川	新庄 正和 24-2982	5.8×5.0~2																																																																											
			〃	内野 義久 24-1316	〃																																																																											
図面番号	名 称	場 所 (河川名) (築堤名)	管理者	管 理 者 電話番号	断面形状																																																																											
1	中島樋門	滝 川	札 建 滝川河川	76-2211	1.2×1.2~1																																																																											
2	西町樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0~2																																																																											
3	西裡樋門	〃	〃	〃	5.8×7.0~1																																																																											
4	西滝川6 丁目樋門	〃	空知土地 改良区	75-2125	3.0×4.5~1																																																																											
5	たこ 蛸の首樋 門	〃	札 建 滝川河川	76-2211	5.8×5.0~2																																																																											
			〃	〃	〃																																																																											

現						改					
6	江部乙9 丁目樋門	江 部 乙	〃	新井 賢一 75-5795	1.5×1.2~1	6	江部乙9 丁目樋門	江 部 乙	〃	〃	1.5×1.2~1
7	江部乙12 丁目樋門	〃	〃	北野 繁 75-5086	2.0×2.0~1	7	江部乙12 丁目樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0~1
8	江部乙16 丁目樋門	六 戸 島	〃	平沢 重一 75-6099	2.0×1.5~1	8	江部乙16 丁目樋門	六 戸 島	〃	〃	2.0×1.5~1
9	手島樋門	〃	〃	玉木 孝夫 75-6132	2.0×2.3~2	9	手島樋門	〃	〃	〃	2.0×2.3~2
			〃	久松 文雄 75-6139	〃				〃	〃	
(P77)						(P77)					
図面番号	名 称	場 所 (河川名) (築堤名)	管理者	操作員 電話番号 (自宅)	断面形状	図面番号	名 称	場 所 (河川名) (築堤名)	管理者	管 理 者 電話番号	断面形状
10	滝川市東 町 樋 門	滝川東町	札 建 滝川河川	南 博雅 23-2729	1.2×1.2~1	10	滝川市東 町 樋 門	滝川東町	札 建 滝川河川	76-2211	1.2×1.2~1
11	滝川市街 1号樋門	〃	〃	吉田 光作 24-7733	1.5×1.5~1	11	滝川市街1 号樋門	〃	〃	〃	1.5×1.5~1
12	滝川市街 2号樋門	〃	〃	吉田 マサミ 24-7733	2.0×2.0~1	12	滝川市街 2号樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0~1

第4章 災害予防計画

現						改					
13	滝川市街 3号樋門	〃	〃	久司 光雄 23-3436	2.0×1.5~1	13	滝川市街 3号樋門	〃	〃	〃	2.0×1.5~1
14	滝川市街 4号樋門	〃	〃	新庄 勝彦 090-1305-6345	1.2×1.2~1	14	滝川市街 4号樋門	〃	〃	〃	1.2×1.2~1
15	小野川樋 門	〃	〃	大西 利雄 23-1450	2.0×2.0~2	15	小野川樋 門	〃	〃	〃	2.0×2.0~2
				佐々木 貢 76-3380						〃	
16	東滝川1 号樋門	東滝川	〃	山本 勲 28-2524	1.5×1.5~1	16	東滝川1 号樋門	東滝川	〃	〃	1.5×1.5~1
17	東滝川2 号樋門	〃	〃	内野 淳志 28-2618	〃	17	東滝川2 号樋門	〃	〃	〃	〃
18	江部乙川 第2樋管	江部乙川 右岸	〃	大川 博之 75-5034	φ0.9~1	18	江部乙川 第2樋管	江部乙川 右岸	〃	〃	φ0.9~1
19	江部乙川 第3樋門	〃	〃	山本 隆 75-6154	2.0×2.0~1	19	江部乙川 第3樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0~1
20	江部乙川 第1樋管	江部乙川 左岸	〃	中村 智善 75-6172	φ0.9~1	20	江部乙川 第1樋管	江部乙川 左岸	〃	〃	φ0.9~1
21	2号排水 樋管	熊穴川右岸	札幌建設管理 部滝川出張所	新庄 正和 24-2982	φ0.6~1	21	2号排水 樋管	熊穴川右岸	空知総合振興局 札幌建設管理部 滝川出張所	22-3434	φ0.6~1
22	3号排水 樋管	〃	〃	古賀 吉秀 23-3260	〃	22	3号排水 樋管	〃	〃	〃	〃
23	4号排水 樋管	〃	〃	高橋 正雄 24-5144	〃	23	4号排水 樋管	〃	〃	〃	〃

現						改					
(P78)						(P78)					
図面番号	名称	場所 (河川名) (築堤名)	管理者	操作員 電話番号 (自宅)	断面形状	図面番号	名称	場所 (河川名) (築堤名)	管理者	管理者 電話番号	断面形状
24	1号排水 樋門	熊穴川右岸	札幌建設管理 部滝川出張所	平澤 一彦 75-5740	φ0.6~1	24	1号排水 樋門	熊穴川右岸	空知総合振興局 札幌建設管理部 滝川出張所	22-3434	φ0.6~1
25	3号排水 樋門	〃	〃	〃	〃	25	3号排水 樋門	〃	〃	〃	〃
26	2号排水 樋門	〃	〃	〃	〃	26	2号排水 樋門	〃	〃	〃	〃
27	5号排水 樋管	熊穴川左岸	〃	〃	〃	27	5号排水 樋管	熊穴川左岸	〃	〃	〃
28	寺崎樋管	〃	〃	寺崎 雅聡 75-5858	〃	28	寺崎樋管	〃	〃	〃	〃

現	行	改 正
<p>(P79)</p> <p>第4節 雪害予防計画 (略)</p> <p>1 除雪路線実施分担 (略)</p> <p>(1) 国道の路線は、北海道開発局が実施する。</p> <p>(2) 道道の路線は、札幌建設管理部が実施する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>		<p>(P79)</p> <p>第4節 雪害予防計画 (略)</p> <p>1 除雪路線実施分担 (略)</p> <p>(1) 国道の路線は、<u>国土交通省北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所</u>が実施する。</p> <p>(2) 道道の路線は、<u>空知総合振興局札幌建設管理部</u>が実施する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>
<p>(P82)</p> <p>第6節 消防計画 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>		<p>(P82)</p> <p>第6節 消防計画 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(P83)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>		<p>(P83)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>

現										行 改	正								
7 消防力等の現況		平成21年12月現在								7 消防力等の現況		平成26年12月現在							
人員・機別 組織別		人員(人)	機 械 (台)							人員(人)	機 械 (台)								
			職定員・団員数	タンク車	ポンプ車	30はしご車	はしご車	小ポ水型ソウ力付車	救急車		広報車	連絡車	職定員・団員数	タンク車	ポンプ車	30はしご車	はしご車	小ポ水型ソウ力付車	救急車
本 部 ・ 署	消 防 本 部	11								11								<u>1</u>	
	消 防 署	46	4	1	1		2	1		46	<u>3</u>	1	1		2	1		1	
	江 竜 支 署	19	1			1	1	1		19	1			1	1			1	
	小 計	76	5	1	1	1	3	2	2	76	<u>4</u>	1	1	1	3	<u>1</u>	2	2	
消 防 団	団 本 部	6								6									
	女 性 分 団	14								14									
	第 一 分 団	17		1						17		1							
	第 二 分 団	15		1						15		1							
	第 三 分 団	18	1							18	1								
	第 四 分 団	15	1							15	1								
	第 五 分 団	13	1							13	1								
	第 六 分 団	17		1						17		1							
	第 七 分 団	13	1							13	1								
小 計	128	4	3						128	4	3								
合 計		204	9	4	1	1	3	2	2	204	<u>8</u>	4	1	1	3	<u>1</u>	2		

現	行	改	正																																																																																														
(P84)		(P84)																																																																																															
8 隣接市町（組合）相互応援計画 (略)		8 隣接市町（組合）相互応援計画 (略)																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">要 請 先</th> <th rowspan="2">協定締結年月日</th> </tr> <tr> <th>市 町 村 等</th> <th>担当窓口</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芦 別 市</td> <td>消 防 署</td> <td>01242-2-3106</td> <td>平成3年4月1日</td> </tr> <tr> <td>赤 平 市</td> <td>消 防 署</td> <td>0125-32-3181</td> <td>平成3年4月1日</td> </tr> <tr> <td>歌 志 内 市</td> <td>消 防 署</td> <td>0125-42-3255</td> <td>平成3年4月1日</td> </tr> <tr> <td>上 砂 川 町</td> <td>消 防 署</td> <td>0125-62-2021</td> <td>平成3年4月1日</td> </tr> <tr> <td>砂川地区広域消防組合</td> <td>消 防 署</td> <td>0125-54-2196</td> <td>平成3年4月1日</td> </tr> <tr> <td>砂川地区広域消防組合 (道央自動車道)</td> <td>消 防 署</td> <td>0125-54-2196</td> <td>平成3年4月1日</td> </tr> <tr> <td>深川地区消防組合 (道央自動車道)</td> <td>消 防 署</td> <td>01642-2-2814</td> <td>平成3年4月1日</td> </tr> <tr> <td>石狩北部地区消防事務組合</td> <td>消 防 署</td> <td>0133-74-5375</td> <td>平成3年4月1日</td> </tr> <tr> <td>増 毛 町</td> <td>消 防 署</td> <td>01645-3-2175</td> <td>平成3年4月1日</td> </tr> </tbody> </table>		要 請 先			協定締結年月日	市 町 村 等	担当窓口	電話番号	芦 別 市	消 防 署	01242-2-3106	平成3年4月1日	赤 平 市	消 防 署	0125-32-3181	平成3年4月1日	歌 志 内 市	消 防 署	0125-42-3255	平成3年4月1日	上 砂 川 町	消 防 署	0125-62-2021	平成3年4月1日	砂川地区広域消防組合	消 防 署	0125-54-2196	平成3年4月1日	砂川地区広域消防組合 (道央自動車道)	消 防 署	0125-54-2196	平成3年4月1日	深川地区消防組合 (道央自動車道)	消 防 署	01642-2-2814	平成3年4月1日	石狩北部地区消防事務組合	消 防 署	0133-74-5375	平成3年4月1日	増 毛 町	消 防 署	01645-3-2175	平成3年4月1日	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">要 請 先</th> <th rowspan="2">協定締結年月日</th> </tr> <tr> <th>市 町 村 等</th> <th>担当窓口</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歌 志 内 市</td> <td>消 防 署</td> <td>0125-42-3255</td> <td>平成3年4月1日</td> </tr> <tr> <td>砂川地区広域消防組合</td> <td>消 防 署</td> <td>0125-54-2196</td> <td>平成3年4月1日</td> </tr> <tr> <td>砂川地区広域消防組合 (道央自動車道)</td> <td>消 防 署</td> <td>0125-54-2196</td> <td>平成3年4月1日</td> </tr> <tr> <td>深川地区広域消防組合</td> <td>消 防 署</td> <td>01642-2-2814</td> <td>平成3年4月1日</td> </tr> <tr> <td>石狩北部地区消防事務組合</td> <td>消 防 署</td> <td>0133-74-5375</td> <td>平成3年4月1日</td> </tr> <tr> <td>増 毛 町</td> <td>消 防 署</td> <td>01645-3-2175</td> <td>平成3年4月1日</td> </tr> <tr> <td>富良野広域連合</td> <td>消 防 署</td> <td>0167-45-1119</td> <td>平成26年4月1日</td> </tr> <tr> <td>大雪消防組合</td> <td>消 防 署</td> <td>0166-92-2029</td> <td>平成26年4月1日</td> </tr> <tr> <td>三 笠 市</td> <td>消 防 署</td> <td>01267-2-2033</td> <td>平成26年4月1日</td> </tr> <tr> <td>夕 張 市</td> <td>消 防 署</td> <td>0123-53-4121</td> <td>平成26年4月1日</td> </tr> <tr> <td>美 唄 市</td> <td>消 防 署</td> <td>0126-66-2221</td> <td>平成26年4月1日</td> </tr> </tbody> </table>		要 請 先			協定締結年月日	市 町 村 等	担当窓口	電話番号	歌 志 内 市	消 防 署	0125-42-3255	平成3年4月1日	砂川地区広域消防組合	消 防 署	0125-54-2196	平成3年4月1日	砂川地区広域消防組合 (道央自動車道)	消 防 署	0125-54-2196	平成3年4月1日	深川地区広域消防組合	消 防 署	01642-2-2814	平成3年4月1日	石狩北部地区消防事務組合	消 防 署	0133-74-5375	平成3年4月1日	増 毛 町	消 防 署	01645-3-2175	平成3年4月1日	富良野広域連合	消 防 署	0167-45-1119	平成26年4月1日	大雪消防組合	消 防 署	0166-92-2029	平成26年4月1日	三 笠 市	消 防 署	01267-2-2033	平成26年4月1日	夕 張 市	消 防 署	0123-53-4121	平成26年4月1日	美 唄 市	消 防 署	0126-66-2221	平成26年4月1日
要 請 先			協定締結年月日																																																																																														
市 町 村 等	担当窓口	電話番号																																																																																															
芦 別 市	消 防 署	01242-2-3106	平成3年4月1日																																																																																														
赤 平 市	消 防 署	0125-32-3181	平成3年4月1日																																																																																														
歌 志 内 市	消 防 署	0125-42-3255	平成3年4月1日																																																																																														
上 砂 川 町	消 防 署	0125-62-2021	平成3年4月1日																																																																																														
砂川地区広域消防組合	消 防 署	0125-54-2196	平成3年4月1日																																																																																														
砂川地区広域消防組合 (道央自動車道)	消 防 署	0125-54-2196	平成3年4月1日																																																																																														
深川地区消防組合 (道央自動車道)	消 防 署	01642-2-2814	平成3年4月1日																																																																																														
石狩北部地区消防事務組合	消 防 署	0133-74-5375	平成3年4月1日																																																																																														
増 毛 町	消 防 署	01645-3-2175	平成3年4月1日																																																																																														
要 請 先			協定締結年月日																																																																																														
市 町 村 等	担当窓口	電話番号																																																																																															
歌 志 内 市	消 防 署	0125-42-3255	平成3年4月1日																																																																																														
砂川地区広域消防組合	消 防 署	0125-54-2196	平成3年4月1日																																																																																														
砂川地区広域消防組合 (道央自動車道)	消 防 署	0125-54-2196	平成3年4月1日																																																																																														
深川地区広域消防組合	消 防 署	01642-2-2814	平成3年4月1日																																																																																														
石狩北部地区消防事務組合	消 防 署	0133-74-5375	平成3年4月1日																																																																																														
増 毛 町	消 防 署	01645-3-2175	平成3年4月1日																																																																																														
富良野広域連合	消 防 署	0167-45-1119	平成26年4月1日																																																																																														
大雪消防組合	消 防 署	0166-92-2029	平成26年4月1日																																																																																														
三 笠 市	消 防 署	01267-2-2033	平成26年4月1日																																																																																														
夕 張 市	消 防 署	0123-53-4121	平成26年4月1日																																																																																														
美 唄 市	消 防 署	0126-66-2221	平成26年4月1日																																																																																														

現	行 改 正
<p>9 (略) 10 (略)</p> <p>(P85)</p> <p>別表 (3の(5)関係)</p> <p style="text-align: center;">火災警報連絡系統図</p> <p>(別紙 資料2-5 のとおり)</p>	<p>9 (略) 10 (略)</p> <p>(P85)</p> <p>別表 (3の(5)関係)</p> <p style="text-align: center;">火災警報連絡系統図</p> <p>(別紙 資料 2-5 のとおり)</p> <p style="text-align: right;">(P92)</p> <p>第9節 備蓄計画</p> <p><u>災害発生時に、必要となる食料や資器材等の備蓄については計画的に行うものとし、備蓄計画は別に定めるものとする。</u></p>

現	行 改 正
<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p>第4節 災害広報計画 (P100)</p> <p>(略)</p> <p>1 災害情報等の収集</p> <p>(略)</p> <p>2 災害情報等の発表及び広報の方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般住民等に対する広報の方法</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p>第4節 災害広報計画 (P100)</p> <p>(略)</p> <p>1 災害情報等の収集</p> <p>(略)</p> <p>2 災害情報等の発表及び広報の方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般住民等に対する広報の方法</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p><u>(オ) 市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワークの利用</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) (略)</p>

現	行 改	正																												
(P101)	(P101)	(P101)																												
<p>3 (略)</p> <p>4 庁内連絡 (略)</p> <p>報道体制表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主管対策部</th> <th>発表責任者</th> <th>公報対象</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総務部 (企画班)</td> <td>副本部長</td> <td>報道機関</td> <td>口頭又は文書</td> </tr> <tr> <td>総務部長(正) 企画班長(副)</td> <td>一般住民及び被災者</td> <td>広報車、広報紙、チラシ等の印刷物、有線放送、消防署からのサイレンの吹鳴又は町内会長等の地区別情報連絡担当者による。</td> </tr> <tr> <td>総務部長(正) 総務班長(副)</td> <td>本部職員 防災関係機関、公共的 団体、関係施設等</td> <td>口頭又は庁内放送 電話、無線又は伝達員</td> </tr> </tbody> </table>	主管対策部	発表責任者	公報対象	伝達方法	総務部 (企画班)	副本部長	報道機関	口頭又は文書	総務部長(正) 企画班長(副)	一般住民及び被災者	広報車、広報紙、チラシ等の印刷物、有線放送、消防署からのサイレンの吹鳴又は町内会長等の地区別情報連絡担当者による。	総務部長(正) 総務班長(副)	本部職員 防災関係機関、公共的 団体、関係施設等	口頭又は庁内放送 電話、無線又は伝達員	<p>3 (略)</p> <p>4 庁内連絡 (略)</p> <p>報道体制表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主管対策部</th> <th>発表責任者</th> <th>公報対象</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総務部 (企画班)</td> <td>副本部長</td> <td>報道機関</td> <td>口頭又は文書</td> </tr> <tr> <td>総務部長(正) 企画班長(副)</td> <td>一般住民及び被災者</td> <td>広報車、広報紙、チラシ等の印刷物、有線放送、消防署からのサイレンの吹鳴又は町内会長等へ連絡、エフエムな <u>かそらち</u>、<u>市ホームページ</u>、<u>エリアメール</u>、<u>緊急速報メール</u>、<u>ソーシャルネットワーク</u>による。</td> </tr> <tr> <td>総務部長(正) 総務班長(副)</td> <td>本部職員 防災関係機関、公共的 団体、関係施設等</td> <td>口頭又は庁内放送 電話、無線又は伝達員</td> </tr> </tbody> </table>	主管対策部	発表責任者	公報対象	伝達方法	総務部 (企画班)	副本部長	報道機関	口頭又は文書	総務部長(正) 企画班長(副)	一般住民及び被災者	広報車、広報紙、チラシ等の印刷物、有線放送、消防署からのサイレンの吹鳴又は町内会長等へ連絡、エフエムな <u>かそらち</u> 、 <u>市ホームページ</u> 、 <u>エリアメール</u> 、 <u>緊急速報メール</u> 、 <u>ソーシャルネットワーク</u> による。	総務部長(正) 総務班長(副)	本部職員 防災関係機関、公共的 団体、関係施設等	口頭又は庁内放送 電話、無線又は伝達員	
主管対策部	発表責任者	公報対象	伝達方法																											
総務部 (企画班)	副本部長	報道機関	口頭又は文書																											
	総務部長(正) 企画班長(副)	一般住民及び被災者	広報車、広報紙、チラシ等の印刷物、有線放送、消防署からのサイレンの吹鳴又は町内会長等の地区別情報連絡担当者による。																											
	総務部長(正) 総務班長(副)	本部職員 防災関係機関、公共的 団体、関係施設等	口頭又は庁内放送 電話、無線又は伝達員																											
主管対策部	発表責任者	公報対象	伝達方法																											
総務部 (企画班)	副本部長	報道機関	口頭又は文書																											
	総務部長(正) 企画班長(副)	一般住民及び被災者	広報車、広報紙、チラシ等の印刷物、有線放送、消防署からのサイレンの吹鳴又は町内会長等へ連絡、エフエムな <u>かそらち</u> 、 <u>市ホームページ</u> 、 <u>エリアメール</u> 、 <u>緊急速報メール</u> 、 <u>ソーシャルネットワーク</u> による。																											
	総務部長(正) 総務班長(副)	本部職員 防災関係機関、公共的 団体、関係施設等	口頭又は庁内放送 電話、無線又は伝達員																											

現 行	改 正
<p style="text-align: right;">(P102)</p> <p>第5節 避難救出計画 (略)</p> <p>1 避難計画</p> <p>(1) (略)</p> <p style="text-align: right;">(P103)</p> <p>(2) 避難勧告及び指示又は避難準備情報区分の基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 避難準備情報</p> <p>災害時要援護者等の避難行動に特に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況のときは、計画された避難所へ安全に避難開始を求め、その他の人々にも家族等との連絡、非常用持出品の用意等避難準備の開始を求めるものをいう。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p style="text-align: right;">(P104)</p> <p>イ 伝達方法</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p>	<p style="text-align: right;">(P102)</p> <p>第5節 避難救出計画 (略)</p> <p>1 避難計画</p> <p>(1) (略)</p> <p style="text-align: right;">(P103)</p> <p>(2) 避難勧告及び指示又は避難準備情報区分の基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 避難準備情報</p> <p><u>避難行動要支援者等の避難行動</u>に特に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況のときは、計画された避難所へ安全に避難開始を求め、その他の人々にも家族等との連絡、非常用持出品の用意等避難準備の開始を求めるものをいう。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p style="text-align: right;">(P104)</p> <p>イ 伝達方法</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p>

現 行	改 正																																																																																
<p>(4) (略)</p> <p style="text-align: right;">(P105)</p> <p>(5) 避難所の開設等</p> <p>避難勧告及び指示に基づく避難者の収容については、災害の状況等を判断し、あらかじめ定められている避難所のうち、最も安全にして速やかに収容可能な施設等を指定する。</p> <p>避難所（災害等により被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に収容し、保護する所を言う。）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">避難対象地区</th> <th colspan="2">避難所</th> <th rowspan="2">施設管理 責任者</th> <th rowspan="2">連絡 電話番号</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>収容人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">中島町、空知町、 新町、花月町</td> <td>明苑中学校</td> <td>1,100 人</td> <td>学 校 長</td> <td>23-2129</td> </tr> <tr> <td>滝川第三小学校</td> <td>1,400 人</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>24-6105</td> </tr> <tr> <td>文化センター</td> <td>1,300 人</td> <td>館 長</td> <td>23-1281</td> </tr> <tr> <td>滝川市こどもセンター</td> <td>400 人</td> <td>所 長</td> <td>24-6027</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	避難対象地区	避難所		施設管理 責任者	連絡 電話番号	名称	収容人員	中島町、空知町、 新町、花月町	明苑中学校	1,100 人	学 校 長	23-2129	滝川第三小学校	1,400 人	"	24-6105	文化センター	1,300 人	館 長	23-1281	滝川市こどもセンター	400 人	所 長	24-6027					<p>(オ) <u>市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワークにより伝達する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: right;">(P105)</p> <p>(5) <u>指定緊急避難場所</u></p> <p><u>指定緊急避難場所とは、災害が発生又は発生する恐れがある場合に円滑かつ迅速な避難をするための施設又は場所を、災害の種類ごとに指定するものである。</u></p> <p><u>基本法第49条の4第1項に定める指定緊急避難場所は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>○：指定緊急避難場所 ×：指定緊急避難場所の基準を満たさないもの</u> <u> －：指定対象外（対象とする災害が想定されない）</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="4">指定緊急避難場所</th> </tr> <tr> <th>洪水</th> <th>土砂 災害</th> <th>地震</th> <th>大規模 な火事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明苑中学校</td> <td>新町4丁目9番1号</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>滝川第三小学校</td> <td>花月町2丁目2番12号</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>滝川高等学校</td> <td>緑町4丁目5番77号</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>滝川工業高等学校</td> <td>二の坂町西1丁目1番5号</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>江陵中学校</td> <td>黄金町西1丁目7番18号</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>滝川第一小学校</td> <td>一の坂西2丁目1番70号</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>東小学校</td> <td>文京町2丁目1番1号</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	指定緊急避難場所				洪水	土砂 災害	地震	大規模 な火事	明苑中学校	新町4丁目9番1号	×	－	○	○	滝川第三小学校	花月町2丁目2番12号	×	－	○	○	滝川高等学校	緑町4丁目5番77号	○	－	○	○	滝川工業高等学校	二の坂町西1丁目1番5号	○	－	○	○	江陵中学校	黄金町西1丁目7番18号	○	○	×	○	滝川第一小学校	一の坂西2丁目1番70号	○	○	○	○	東小学校	文京町2丁目1番1号	○	○	○	○
避難対象地区		避難所				施設管理 責任者	連絡 電話番号																																																																										
	名称	収容人員																																																																															
中島町、空知町、 新町、花月町	明苑中学校	1,100 人	学 校 長	23-2129																																																																													
	滝川第三小学校	1,400 人	"	24-6105																																																																													
	文化センター	1,300 人	館 長	23-1281																																																																													
	滝川市こどもセンター	400 人	所 長	24-6027																																																																													
施設名	所在地	指定緊急避難場所																																																																															
		洪水	土砂 災害	地震	大規模 な火事																																																																												
明苑中学校	新町4丁目9番1号	×	－	○	○																																																																												
滝川第三小学校	花月町2丁目2番12号	×	－	○	○																																																																												
滝川高等学校	緑町4丁目5番77号	○	－	○	○																																																																												
滝川工業高等学校	二の坂町西1丁目1番5号	○	－	○	○																																																																												
江陵中学校	黄金町西1丁目7番18号	○	○	×	○																																																																												
滝川第一小学校	一の坂西2丁目1番70号	○	○	○	○																																																																												
東小学校	文京町2丁目1番1号	○	○	○	○																																																																												

現 行					改 正					
栄町、大町、本町、東町、緑町、明神町	空知教育センター	360 人	教 育 部 長	22-1371	滝川スポーツセンター（仮）	二の坂町東3丁目2番1号	○	＝	×	○
	滝川高等学校	1,900 人	学 校 長	23-1114	滝の川公園	二の坂町東3丁目2番	○	＝	○	○
	滝川中央保育所	200 人	所 長	23-2831	滝川第二小学校	滝の川町東1丁目1番45号	○	＝	○	○
	勤労青少年ホーム	200 人	館 長	23-2801	東滝川地区転作研修センター	東滝川町3丁目1番26号	○	＝	○	×
	総合福祉センター	400 人	＼	24-5255	花・野菜技術センター	東滝川735番地1	○	＝	○	○
					開西中学校	西町3丁目7番12号	×	＝	○	○
二の坂町、文京町、黄金町、朝日町、一の坂町、南滝の川、流通団地	滝川工業高等学校	2,400 人	学 校 長	22-1601	西小学校	西町6丁目7番17号	×	＝	○	○
	江陵中学校	1,900 人	＼	24-6156	滝川西高等学校	西町6丁目3番1号	×	＝	○	○
	滝川第一小学校	2,200 人	＼	23-2219	江部乙小学校	江部乙町東13丁目1426	○	＝	○	○
	東小学校	1,700 人	＼	23-1591	江部乙中学校	江部乙町1118番地1	○	＝	○	○
	青年体育センター	900 人	体 協 事 務 局	23-4617	丸加高原健康の郷（広場等）	江部乙町3949番地14	○	＝	○	○
	中地区公民館	200 人	運 営 委 会 長	23-1909						
	滝川スポーツセンター	1,800 人	体 協 事 務 局	23-4617						
	三世代交流センター北地区分館	100 人	運 営 委 会 長	23-0622						
東滝川、東滝川町	東滝川地区転作研修センター	200 人	運 営 委 会 長	28-2141						
	東栄小学校	1,000 人	学 校 長	28-2419						

注：今後耐震化する施設については、その都度「地震」における指定緊急避難場所へ指定する。

現	行 改																																																																																																						
(P106)	(P106)																																																																																																						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">避難対象</th> <th colspan="2">避難所</th> <th rowspan="2">施設管理 責任者</th> <th rowspan="2">連絡 電話番号</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>収容人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">北滝の川、滝の川町、屯田町</td> <td>滝川第二小学校</td> <td>1,600 人</td> <td>学 校 長</td> <td>23-2786</td> </tr> <tr> <td>北滝の川地区福祉会館</td> <td>110 人</td> <td>運 営 委 会 長</td> <td>24-2535</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">西町、泉町、幸町、有明町、扇町、西滝川</td> <td>開西中学校</td> <td>1,000 人</td> <td>学 校 長</td> <td>23-3549</td> </tr> <tr> <td>西小学校</td> <td>1,700 人</td> <td>〃</td> <td>24-6275</td> </tr> <tr> <td>滝川西高等学校</td> <td>2,500 人</td> <td>〃</td> <td>24-7341</td> </tr> <tr> <td>三世代交流センター</td> <td>350 人</td> <td>館 長</td> <td>24-0500</td> </tr> <tr> <td>泉町福祉会館</td> <td>150 人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>扇町地区コミュニティセンター</td> <td>80 人</td> <td>運 営 委 会 長</td> <td>24-7667</td> </tr> <tr> <td>幸町地区コミュニティセンター</td> <td>110 人</td> <td>運 営 委 会 長</td> <td>22-5922</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">江部乙町</td> <td>江部乙小学校</td> <td>1,600 人</td> <td>学 校 長</td> <td>75-2404</td> </tr> <tr> <td>江部乙中学校</td> <td>1,200 人</td> <td>〃</td> <td>75-2260</td> </tr> <tr> <td>江部乙公民館</td> <td>300 人</td> <td>会 長</td> <td>75-2651</td> </tr> <tr> <td>農村環境改善センター</td> <td>800 人</td> <td>〃</td> <td>75-2841</td> </tr> <tr> <td>江部乙保育所</td> <td>100 人</td> <td>所 長</td> <td>75-2134</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	避難対象	避難所		施設管理 責任者	連絡 電話番号	名称	収容人員	北滝の川、滝の川町、屯田町	滝川第二小学校	1,600 人	学 校 長	23-2786	北滝の川地区福祉会館	110 人	運 営 委 会 長	24-2535	西町、泉町、幸町、有明町、扇町、西滝川	開西中学校	1,000 人	学 校 長	23-3549	西小学校	1,700 人	〃	24-6275	滝川西高等学校	2,500 人	〃	24-7341	三世代交流センター	350 人	館 長	24-0500	泉町福祉会館	150 人			扇町地区コミュニティセンター	80 人	運 営 委 会 長	24-7667	幸町地区コミュニティセンター	110 人	運 営 委 会 長	22-5922	江部乙町	江部乙小学校	1,600 人	学 校 長	75-2404	江部乙中学校	1,200 人	〃	75-2260	江部乙公民館	300 人	会 長	75-2651	農村環境改善センター	800 人	〃	75-2841	江部乙保育所	100 人	所 長	75-2134						<p>指定緊急避難場所の開設等 <u>避難勧告及び指示に基づく避難者の収容については、災害の状況等を判断し、あらかじめ定められている指定緊急避難場所のうち、最も安全にして速やかに収容可能な施設等を指定し実施する。</u></p> <p>(6) 指定避難所 <u>指定避難所とは、災害が発生した場合に避難のために立退きを行った居住者、滞在者及びその他の被災者等を一時的に滞在させるための公共施設その他の施設をいう。</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">避難対象地区</th> <th colspan="2">指 定 避 難 所</th> <th rowspan="2">施設管理 責任者</th> <th rowspan="2">連 絡 電話番号</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>収容人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中島町、空知町、新町、花月町</td> <td>明苑中学校</td> <td>1,100 人</td> <td>学 校 長</td> <td>23-2129</td> </tr> <tr> <td>滝川第三小学校</td> <td>1,400 人</td> <td>〃</td> <td>24-6105</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化センター</td> <td>1,300 人</td> <td>指定管理者</td> <td>23-1281</td> </tr> <tr> <td></td> <td>こどもセンターめもる</td> <td>400 人</td> <td>所 長</td> <td>24-0792</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	避難対象地区	指 定 避 難 所		施設管理 責任者	連 絡 電話番号	名 称	収容人員	中島町、空知町、新町、花月町	明苑中学校	1,100 人	学 校 長	23-2129	滝川第三小学校	1,400 人	〃	24-6105		文化センター	1,300 人	指定管理者	23-1281		こどもセンターめもる	400 人	所 長	24-0792					
避難対象		避難所				施設管理 責任者	連絡 電話番号																																																																																																
	名称	収容人員																																																																																																					
北滝の川、滝の川町、屯田町	滝川第二小学校	1,600 人	学 校 長	23-2786																																																																																																			
	北滝の川地区福祉会館	110 人	運 営 委 会 長	24-2535																																																																																																			
西町、泉町、幸町、有明町、扇町、西滝川	開西中学校	1,000 人	学 校 長	23-3549																																																																																																			
	西小学校	1,700 人	〃	24-6275																																																																																																			
	滝川西高等学校	2,500 人	〃	24-7341																																																																																																			
	三世代交流センター	350 人	館 長	24-0500																																																																																																			
	泉町福祉会館	150 人																																																																																																					
	扇町地区コミュニティセンター	80 人	運 営 委 会 長	24-7667																																																																																																			
	幸町地区コミュニティセンター	110 人	運 営 委 会 長	22-5922																																																																																																			
江部乙町	江部乙小学校	1,600 人	学 校 長	75-2404																																																																																																			
	江部乙中学校	1,200 人	〃	75-2260																																																																																																			
	江部乙公民館	300 人	会 長	75-2651																																																																																																			
	農村環境改善センター	800 人	〃	75-2841																																																																																																			
	江部乙保育所	100 人	所 長	75-2134																																																																																																			
避難対象地区	指 定 避 難 所		施設管理 責任者	連 絡 電話番号																																																																																																			
	名 称	収容人員																																																																																																					
中島町、空知町、新町、花月町	明苑中学校	1,100 人	学 校 長	23-2129																																																																																																			
	滝川第三小学校	1,400 人	〃	24-6105																																																																																																			
	文化センター	1,300 人	指定管理者	23-1281																																																																																																			
	こどもセンターめもる	400 人	所 長	24-0792																																																																																																			

現	行 改	正			
	栄町、大町、本町、東町、緑町、明神町	東地区コミュニティセンター	200 人	運営委員会	22-2966
		滝川高等学校	1,900 人	学 校 長	23-1114
		滝川中央保育所	200 人	所 長	23-2831
		本町地区コミュニティセンター	200 人	運営委員会	23-2801
		中央児童センター	650 人	保健福祉部	23-3676
	二の坂町、文京町、黄金町、朝日町、一の坂町、南滝の川、流通団地	滝川工業高等学校	2,400 人	学 校 長	22-1601
		江陵中学校	1,900 人	〃	24-6156
		滝川第一小学校	2,200 人	〃	23-2219
		東小学校	1,700 人	〃	23-1591
		中地区コミュニティセンター	200 人	運営委員会	23-1909
		滝川スポーツセンター(仮)	2,700 人	指定管理者	23-4617
		三世代交流センター北地区分館	100 人	運営委員会	23-0622
	東滝川、東滝川町	東滝川地区転作研修センター	200 人	運営委員会	28-2141
		花・野菜技術センター	260 人	場 長	28-2800
	北滝の川、滝の川町、屯田町	滝川第二小学校	1,600 人	学 校 長	23-2786
		北滝の川地区福祉会館	110 人	運営委員会	

(P 107)

現 行 改 正

避難対象地区	指 定 避 難 所		施設管理 責 任 者	連 絡 電話番号
	名 称	収容人員		
西町、泉町、幸町、有明町、扇町、西滝川	開西中学校	1,000 人	学 校 長	23-3549
	西小学校	1,700 人	〃	24-6275
	滝川西高等学校	2,500 人	〃	24-7341
	三世代交流センター	350 人	指定管理者	24-0500
	泉町福祉会館	150 人	運営委員会	
	扇町地区コミュニティセンター	80 人	運営委員会	24-7667
	幸町地区コミュニティセンター	110 人	運営委員会	22-5922
	滝川ふれ愛の里	400 人	指定管理者	26-2000
江部乙町	江部乙小学校	1,600 人	学 校 長	75-2404
	江部乙中学校	1,200 人	〃	75-2260
	江部乙コミュニティセンター	300 人	運営委員会	75-2651
	農村環境改善センター	800 人	指定管理者	75-2841
	江部乙保育所	100 人	滝川市社会 福祉事業団	75-2134

避難対象地区	避 難 場 所 名 称・面積	施設管理 責任者	連 絡 電話番号
全地域	滝の川公園（運動広場等） 179,600㎡	滝川市体育協会	23-4617
	滝川ふれ愛の里（広場等） 36,700㎡	滝川ふれ愛の里	26-2000
	丸加高原健康の郷（広場等） 126,000㎡	総 支 配 人	75-5451

避難対象地区	避 難 場 所 名 称・面積	施設管理 責任者	連 絡 電話番号
全地域	滝の川公園（運動広場等） 179,600㎡	指定管理者	23-4617
	滝川ふれ愛の里（広場等） 36,700㎡	指定管理者	26-2000
	丸加高原健康の郷（広場等） 126,000㎡	経 済 部	75-5451

広域避難所（大火災やそれに準ずる事態が発生した場合等に周辺地区から避難者を収容する場所をいう。）

(7) 広域避難場所（大火災やそれに準ずる事態が発生した場合等に周辺地区から避難者を収容する場所をいう。）

現	行 改 正
<p>(6) 避難所の運営管理</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p style="text-align: right;">(P 107)</p> <p>エ 避難所の運営については、町内会、ボランティア団体等民間団体の協力を得て行うものとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>(7) 避難誘導及び避難方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 避難の順位</p> <p>避難させる場合には、傷病者、災害時要援護者を優先的に避難させるものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p>	<p>(8) 福祉避難所</p> <p><u>避難所等で避難生活が困難な高齢者、障がい者などの要配慮者を収容するための福祉避難所は必要に応じて指定し開設する。</u></p> <p>(9) 一時避難場所</p> <p><u>市立小中学校のグラウンド及び駅前広場並びに全ての都市公園を指定する。</u></p> <p>(10) <u>指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所（以下「避難所」という。）の運営管理</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p style="text-align: right;">(P 108)</p> <p>エ <u>避難所の運営については、別に定める避難所運営マニュアルに基づき、町内会、自主防災組織、ボランティア団体等民間団体の協力を得て行うものとする。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(11) 避難誘導及び避難方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 避難の順位</p> <p>避難させる場合には、傷病者、<u>避難行動要支援者</u>を優先的に避難させるものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p>

現 行	改 正
<p>(ウ) (略) (エ) (略)</p> <p>(8) 避難所の仮設 (略)</p> <p>(9) 帳簿類の整備 (略)</p> <p>10 道（空知総合振興局）に対する報告 ア (略) イ (略) ウ (略)</p> <p>2 (略) 3 (略)</p> <p style="text-align: right;">(P110)</p> <p>第6節 食糧供給計画</p> <p>災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食糧の確保と供給の<u>手続</u>等については、この計画の定めるところによる。</p> <p>1 実施責任者 (略)</p> <p>2 食糧供給の対象者</p> <p>(1) 避難所に収容された者 (2) 住家が被災して、炊事ができない者 (3) 災害応急対策に従事している者</p> <p>なお、災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）に対しては</p>	<p>(ウ) (略) (エ) (略)</p> <p><u>12</u> 避難所の仮設 (略)</p> <p><u>13</u> 帳簿類の整備 (略)</p> <p><u>14</u> 道（空知総合振興局）に対する報告 ア (略) イ (略) ウ (略)</p> <p>2 (略) 3 (略)</p> <p style="text-align: right;">(P111)</p> <p>第6節 <u>食料</u>供給計画</p> <p>災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する<u>食料</u>の確保と供給の<u>手続</u>等については、この計画の定めるところによる。</p> <p>1 実施責任者 (略)</p> <p>2 食料供給の対象者</p> <p>(1) 避難所に収容された者 (2) 住家が被災して、炊事ができない者 (3) 災害応急対策に従事している者</p> <p>なお、<u>避難行動要支援者</u>（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）に対し</p>

現 行	改 正
<p>十分配慮することとする。</p> <p>3 食糧供給の方法</p> <p>(1) 品目</p> <p>供給品目は、米飯、生パン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は、粉ミルクとする。</p> <p>(2) 調達、供給方法</p> <p>ア 米穀の調達及び供給</p> <p>米穀の調達は、防災協定締結者及び小売又は卸売業者から購入するものとするが、不足の場合又は緊急を要する場合は、北海道知事に対し申請し、直接北海道農政事務所地域第11課より供給を受けるものとする。</p> <p>また、災害地が孤立した場合における災害救助用米穀の緊急引渡し措置として、市長から当該地区を管轄する北海道農政事務所長に対して、緊急に引渡しを受けたい旨の要請を行うことができる。同時に、北海道農政事務所長に対して連絡が取れない場合に限り、保管倉庫の責任者に対して直接要請を行うことができる。</p> <p>なお、米飯給食をする場合は、市内の仕出し業者、飲食店、旅館等を利用することとし、本部で炊き出しをする場合は、別表に掲げ</p>	<p>ては十分配慮することとする。</p> <p>3 食料供給の方法</p> <p>(1) <u>調達方法</u></p> <p><u>食料の調達は、防災協定締結者及び小売又は卸売業者から購入するものとするが、調達が困難な場合又は不足の場合は、空知総合振興局長を通じて北海道知事に要請する。</u></p> <p><u>米飯給食をする場合は、市内の仕出し業者、飲食店、旅館等を利用することとし、本部で炊き出しをする場合は、別表に掲げる施設を利用するほか、給食設備を有する市内民間施設の協力を得るとともに、炊き出し協力団体として第2章第4節に定める住民組織等の協力を求める。</u></p> <p>(2) <u>供給方法</u></p> <p>食料供給の輸送等については、車両等によるものとし、第14節の輸送計画及び第16節の労務供給計画により措置するものとする。</p>

現	行 改 正
<p>る施設を利用するほか、給食設備を有する市内民間施設の協力を得るとともに、炊き出し協力団体として第2章第4節に定める住民組織等の協力を求める。</p> <p>イ 生パン、インスタント食品等の調達 防災協定締結者及び市内食糧品店等を調達先とするが、なお不足する場合は、北海道知事を通じて乾パン類等の供給を依頼するものとする。</p> <p>ウ 供給輸送の方法 食糧供給の輸送等については、車両等によるものとし、第14節の輸送計画及び第16節の労務供給計画により措置するものとする。</p>	

現	行	改	正
(P111)		(P112)	
別表(3の(2)関係)		別表(3の(2)関係)	
炊き出し施設		炊き出し施設	
施設名	所在地	1回当り 炊出能力	電話番号
滝川第一小学校	一の坂町西2丁目1番70号	31.5kg	23-2219
滝川第二小学校	滝の川町東1丁目1番45号	31.5kg	23-2786
滝川第三小学校	花月町2丁目2番12号	31.5kg	24-6105
西小学校	西町6丁目7番17号	31.5kg	24-6275
東小学校	文京町2丁目1番1号	31.5kg	23-1591
東栄小学校	東滝川389番地1	21.0kg	28-2419
江陵中学校	黄金町西1丁目7番18号	31.5kg	24-6156
明苑中学校	新町4丁目9番1号	31.5kg	23-2129
開西中学校	西町3丁目7番12号	31.5kg	23-3549
総合福祉センター	明神町1丁目5番29号	16.5kg	24-5255
空知教育センター	緑町3丁目6番21号	13.5kg	22-1371
江部乙共同調理場	江部乙町東13丁目1426番地1	31.5kg	75-2404
※(略)			
4 炊き出しの計画 (略)		4 炊き出しの計画 (略)	
5 給与状況の記録 (略)		5 給与状況の記録 (略)	

現 行					改 正				
(P118)					(P118)				
第9節 医療救護計画 (略)					第9節 医療救護計画 (略)				
(P122)					(P122)				
参考					参考				
医療機関等の状況 救急指定病院					医療機関等の状況 救急指定病院				
医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数 (床)	医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数 (床)
滝川市立病院	大町2丁目2番34号	内、小、産婦、 外、整、泌尿、 眼、耳、精、神、 皮、放、麻、リ ハ	22-4311	350	滝川市立病院	大町2丁目2番34号	内、小、産婦、 外、整、泌尿、 眼、耳、 <u>精神</u> 、 皮、放、麻、リ ハ	22-4311	<u>314</u>
滝川脳神経外科病院	西町1丁目2番5号	脳外、リハ、麻	22-0250	132	滝川脳神経外科病院	西町1丁目2番5号	脳外、リハ	22-0250	132
その他の病院・医院					その他の病院・医院				
医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数 (床)	医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数 (床)
えべおつファミリー クリニック	江部乙町東12丁目1番 18号	内、小、整、麻	75-5500	—	えべおつファミリー クリニック	江部乙町東12丁目1番 18号	内、小、整、麻	75-5500	—
男澤医院	朝日町西2丁目1番5号	内、小、消	23-3183	—	男澤医院	朝日町西2丁目1番5号	内、小、消	23-3183	—

現					改				
神部ペインクリニック内科病院	栄町3丁目4番27号	外、麻、肛、整、 内	22-2021	64	神部ペインクリニック・内科病院	栄町3丁目4番27号	外、麻、肛、整、 内、 <u>秘</u>	22-2021	<u>43</u>
近藤医院	本町2丁目3番23号	眼	23-2848	12	近藤医院	本町2丁目3番23号	眼	23-2848	12
そらち乳腺・肛門クリニック	明神町4丁目10番8号	乳腺、肛、整、外	22-4568	19	そらち乳腺・ <u>肛門外科</u> クリニック	明神町4丁目10番8号	乳腺、肛、整、外	22-4568	<u>15</u>
佐藤医院	一の坂町東2丁目1番1号	内、消、精、リハ	23-3255	19	佐藤医院	一の坂町東2丁目1番1号	内、消、精、リハ、 <u>心内</u>	23-3255	19
佐藤病院	泉町135番地15	内、消、精、リハ	24-0111	180	佐藤病院	泉町135番地15	内、消、精、リハ、 <u>心内</u>	24-0111	180
しのじま皮膚科	本町1丁目6番1号	皮	22-4112	-	しのじま皮ふ科	<u>緑町1丁目7番2号</u>	皮	22-4112	-
どうちん内科消化器科	栄町2丁目5番13号	内、消	23-1818	-	どうちん内科消化器科	栄町2丁目5番13号	内、消	23-1818	-
すがい小児科医院	大町5丁目3番33号	小、呼	24-1515	-					
石田クリニック	有明町2丁目4番45号	人工透析、循、アレ	24-2125	-	石田クリニック	有明町2丁目4番45号	透析、循、アレ、 腎内	24-2125	-
鈴木内科クリニック	黄金町西3丁目1番30号	内、小	23-2753	19	鈴木内科クリニック	黄金町西3丁目1番30号	内、小、 <u>糖尿・代謝</u>	23-2753	<u>7</u>
(P 123)					(P 123)				

現					改				
医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)	医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)
武田医院	本町1丁目2番18号	内、小	23-2039	-	武田医院	本町1丁目2番18号	内、小	23-2039	-
柳歯科医院	大町2丁目1番2号	歯	22-1751	-	柳第四歯科医院	大町2丁目1番2号	歯、矯歯、小歯、口外	22-1751	-
武内歯科医院	大町2丁目1番23号	歯	23-3525	-	武内歯科医院	大町2丁目1番23号	歯	23-3525	-
滝川歯科医院	明神町1丁目5番35号	歯	23-5888	-	滝川歯科医院	明神町1丁目5番35号	歯、矯歯、小歯、口外	23-5888	-
スマイル歯科	本町3丁目1番1号	歯	23-2274	-	スマイル歯科	本町3丁目1番1号	歯	23-2274	-
滝川駅前歯科クリニック	栄町2丁目10番21号	歯	24-9469	-	あい歯科クリニック	東町3丁目1番29号	歯、口外	22-8500	-
あい歯科クリニック	東町3丁目1番29号	歯	22-8500	-	杉村歯科医院	栄町1丁目7番26号	歯	24-1354	-
杉村歯科医院	栄町1丁目7番25号	歯	24-1354	-	アヒコ歯科医院	一の坂町東3丁目3番9号	歯	24-8711	-
アヒコ歯科医院	一の坂町東3丁目3番9号	歯	24-8711	-	西尾歯科医院	栄町2丁目3番4-301号	歯	23-4816	-
西尾歯科医院	栄町2丁目3番4-301号	歯	23-4816	-	橋本歯科医院	西町2丁目3番23号	歯	23-5566	-
橋本歯科医院	西町2丁目3番23号	歯	23-5566	-	滝川市特別養護老人ホーム緑寿園医務室	江部乙町1428番地2	内、外、整	75-2101	-
滝川市特別養護老人ホーム緑寿園医務室	江部乙町東13丁目1428番地2	内、外、整	75-2101	-	陸上自衛隊滝川駐屯地医務室	泉町236番地	内、外、歯	22-2141(内線331)	-
陸上自衛隊滝川駐屯地医務室	泉町236番地	内、外、歯	22-2141(内線331)	-	渋谷歯科医院	二の坂町東2丁目1番1号	歯	22-1737	-
渋谷歯科医院	二の坂町東2丁目1番1号	歯	22-1737	-	フジタ歯科医院	朝日町東4丁目1番4号	歯、矯歯	24-8211	-
フジタ歯科医院	朝日町東4丁目1番4号	歯、矯歯	24-8211	-	安岡歯科医院	明神町4丁目2番3号	歯	22-0285	-
安岡歯科医院	明神町4丁目2番3号	歯	22-0285	-	みなみ歯科医院	西町5丁目3番38号	歯	24-3734	-
みなみ歯科医院	西町5丁目3番38号	歯	24-3734	-	コスモデンタルクリニック	大町3丁目4番16号	歯、小歯、矯歯	23-3630	-
コスモデンタルクリニック	大町3丁目4番16号	歯、小歯、矯歯	23-3630	-	コスモデンタルクリニック	大町3丁目4番16号	歯、小歯、矯歯	23-3630	-

現 行					改 正				
(P124)					(P124)				
医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)	医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)
のせ内科医院	西町7丁目3番41号	内、消、小	24-1371	-	たきかわ産科婦人科クリニック	本町2丁目5番18号	産婦	23-3039	14
たきかわ産科婦人科クリニック	本町2丁目5番18号	産婦	23-3039	14	滝川こどもクリニック	空知町2丁目5番21号	小、アレルギー	26-1000	-
滝川こどもクリニック	空知町2丁目5番21号	小、アレルギー	26-1000	-	文屋内科消化器科医院	空知町2丁目4番10号	内、消	23-5195	二
文屋内科消化器科医院	空知町2丁目4番10号	内、消	23-5195	19	むらた皮膚科医院	明神町2丁目4番2号	皮	24-5512	-
むらた皮膚科医院	明神町2丁目4番2号	皮	24-5512	-	滝川栄町眼科	栄町2丁目9番3号	眼	23-8600	-
滝川栄町眼科	栄町2丁目9番3号	眼	23-8600	-	久保会医院	本町1丁目4番24号	内、消、消、	22-3363	19
久保会医院	本町1丁目4番24号	内、消、消、	22-3363	19	滝川中央病院	朝日町東2丁目1番5号	内、精、神	22-4344	297
滝川中央病院	朝日町東2丁目1番5号	内、精、神	22-4344	297	若葉台病院	江部乙町東12丁目1452番地1	内、リハ	75-2266	204
若葉台病院	江部乙町東12丁目1452番地1	内、リハ	75-2266	204	滝川市老人保健施設 ナイスケアすずかけ	江部乙町東13丁目1番60号	内	26-4166	80
滝川市老人保健施設 ナイスケアすずかけ	江部乙町東13丁目1番60号	内	26-4166	80	北海道滝川保健所	緑町2丁目3番31号	公衆	24-6201	-
北海道滝川保健所	緑町2丁目3番31号	公衆	24-6201	-	滝川市保健センター	明神町1丁目5番32号	内	24-5256	-
滝川市保健センター	明神町1丁目5番32号	内	24-5256	-	はらおか歯科医院	花月町1丁目9番10号	歯	22-5678	-
はらおか歯科医院	花月町1丁目9番10号	歯	22-5678	-	塚本歯科医院	栄町4丁目4番22号	歯	23-2508	-
塚本歯科医院	栄町4丁目4番22号	歯	23-2508	-	みやこし歯科医院	江部乙町東12丁目1番4号	歯、小歯、矯歯	75-5330	-
みやこし歯科医院	江部乙町東12丁目1番4号	歯、小歯、矯歯	75-5330	-	啓南歯科医院	中島町4丁目1番1号	歯	24-1020	-
啓南歯科医院	中島町4丁目1番1号	歯	24-1020	-	なかむらファミリー歯科	滝の川町東3丁目1147番地7	歯	26-2282	-
なかむらファミリー歯科	滝の川町東3丁目1147番地7	歯	26-2282	-	扇町歯科医院	扇町3丁目1番7号	歯	24-3300	-
扇町歯科医院	扇町3丁目1番7号	歯	24-3300	-	あさひ歯科クリニック	朝日町西1丁目6番1号	歯	22-0033	-
あさひ歯科クリニック	朝日町西1丁目6番1号	歯	22-0033	-	たきかわ産科婦人科クリニック	本町2丁目5番18号	産婦	23-3039	14
					滝川こどもクリニック	空知町2丁目5番21号	小、アレルギー	26-1000	-
					文屋内科消化器科医院	空知町2丁目4番10号	内、消	23-5195	二
					むらた皮膚科医院	明神町2丁目4番2号	皮	24-5512	-
					滝川栄町眼科	栄町2丁目9番3号	眼	23-8600	-
					久保会医院	本町1丁目4番24号	内、消、小、放	22-3363	19
					滝川中央病院	朝日町東2丁目1番5号	内、精、神、歯	22-4344	297
					若葉台病院	江部乙町東12丁目1452番地1	内、呼、循、歯	75-2266	204
					滝川市老人保健施設 ナイスケアすずかけ	江部乙町東13丁目1番60号	内	26-4165	80
					北海道空知総合振興局滝川地域保健室	緑町2丁目3番31号	公衆、歯科	24-6201	-
					滝川市保健センター	明神町1丁目5番32号	内、小、歯	24-5256	-
					はらおか歯科医院	花月町1丁目9番10号	歯、小歯、矯歯	22-5678	-
					塚本歯科医院	栄町4丁目4番22号	歯、小歯、矯歯、口外	23-2508	-
					みやこし歯科医院	江部乙町東12丁目1番4号	歯、小歯、矯歯、口外	75-5330	-
					啓南歯科医院	中島町4丁目1番1号	歯	24-1020	-
					なかむらファミリー歯科	滝の川町東3丁目1147番地7	歯、矯歯、小歯	26-2282	-
					扇町歯科医院	扇町3丁目1番7号	歯	24-3300	-
					あさひ歯科クリニック	朝日町西1丁目6番1号	歯、矯歯、小歯	22-0033	-

現 行					改 正				
(P125)					(P125)				
医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)	医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)
メーブル歯科	東町6丁目1番38号	歯	24-5800		メーブル歯科	東町5丁目8番36号	歯	24-5800	-
滝川耳鼻咽喉科	空知町2丁目5番23号	耳	26-1133		滝川耳鼻咽喉科	空知町2丁目5番23号	耳	26-1133	-
こしお整形外科クリニック	空知町3丁目7番18号	整、リハ、リウ	26-1154		こしお整形外科クリニック	空知町3丁目7番18号	整、リハ、リウ	26-1154	-
にかいどうメンタルクリニック	栄町2丁目8番8号	精	22-2100		にかいどうメンタルクリニック	栄町2丁目8番8号	精、心内、児精	22-2100	-
おおい内科循環器科クリニック	東町3丁目1番2号	内、循、呼	23-8880		おおい内科循環器科クリニック	東町3丁目1番2号	内、循、呼	23-8880	-
滝川市休日夜間急病センター	明神町1丁目5番29号	内、小	22-1161		Eデンタルクリニック	緑町1丁目5番23号	歯科、小歯、口外、矯歯	24-9469	
					とくだ歯科医院	江部乙町西12丁目5番36号	歯科、小歯	75-2056	
					脳神経よしだクリニック	空知町2丁目10番地15号	脳外、リハ	26-2600	
<p>備考</p> <p>この表の診療所の項中「内」とは内科を、「外」とは外科を、「整」とは整形外科を、「小」とは小児科を、「産婦」とは産婦人科を、「脳外」とは脳神経外科を、「精」とは精神科を、「神」とは神経科を、「消」とは消化器科を、「肛」とは肛門科を、「麻」とは麻酔科を、「リハ」とはリハビリテーション科を、「呼」とは呼吸器科を、「放」とは放射線科を、「耳」とは耳鼻いんこう科を、「皮」とは皮膚科を、「ひ尿」とは泌尿器科を、「眼」とは眼科を、「歯」とは歯科を、「小歯」とは小児歯科を、「公衆」とは公衆衛生を、「アレルギー」とはアレルギー科を、「矯歯」とは矯正歯科をいう。</p>					<p>備考</p> <p>この表の診療科目の中「内」とは内科を、「外」とは外科を、「整」とは整形外科を、「小」とは小児科を、「産婦」とは産婦人科を、「脳外」とは脳神経外科を、「精」とは精神科を、「神」とは神経科を、「精神」とは精神神経科を、「心内」とは心療内科を、「児精」とは児童精神科を、「消」とは消化器科を、「消内」とは消化器内科を、「透析」とは人工透析内科を、「腎内」とは腎臓内科を、「糖尿・代謝」とは糖尿病・代謝内科を、「循」とは循環器科を、「循内」とは循環器内科を、「肛」とは肛門科を、「麻」とは麻酔科を、「リハ」とはリハビリテーション科を、「リウ」とはリウマチ科を、「呼」とは呼吸器科を、「放」とは放射線科を、「耳」とは耳鼻いんこう科を、「皮」とは皮膚科を、「秘尿」とは泌尿器科を、「眼」とは眼科を、「歯」とは歯科を、「小歯」とは小児歯科を、「公衆」とは公衆衛生を、「アレルギー」とはアレルギー科を、「口外」とは歯科口腔外科を、「矯歯」とは矯正歯科をいう。</p>				

現	行 改 正
<p style="text-align: right;">(P134)</p> <p>第14節 輸送計画 (略)</p> <p>1 実施責任者 (略)</p> <p>2 輸送の方法</p> <p>(1) 車両による輸送</p> <p>災害時輸送は、一次的には自己機関の所有する車両を使用し、被災地までの距離、災害の状況等により自己機関の所有する台数では不足する場合又は他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど輸送に支障のないように行うものとする。</p> <p>(2) 人力輸送 (略)</p> <p>(3) 空中輸送 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(P134)</p> <p>第14節 輸送計画 (略)</p> <p>1 実施責任者 (略)</p> <p>2 輸送の方法</p> <p>(1) 車両による輸送</p> <p>災害時輸送は、一次的には自己機関の所有する車両を使用し、被災地までの距離、災害の状況等により自己機関の所有する台数では不足する場合又は他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど輸送に支障のないように行うものとする。</p> <p><u>他機関及び民間の車両の借上げによる場合は、車両の集合や輸送の中継拠点として駅前広場や滝の川公園などの公共的な広場及び関係機関のヤード等を使用するものとする。</u></p> <p>(2) 人力輸送 (略)</p> <p>(3) 空中輸送 (略)</p>

現 行	改 正
<p style="text-align: right;">(P135)</p> <p>第15節 消防防災ヘリコプター活用計画 (略)</p> <p>1 運航体制 (略)</p> <p>2 緊急運航の要請 (略)</p> <p>3 要請方法</p> <p>北海道知事(総務部危機対策局防災消防課防災航空室)に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票(別記第1号様式)を提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害の種類 (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 (3) 災害現場の気象状況 (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法 (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制 (6) 応援に要する資機材の品目及び数量 (7) その他必要な事項 <p>4 要請先</p> <p>北海道総務部危機対策局防災消防課防災航空室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ T E L 011-782-3233 ・ F A X 011-782-3234 ・ 総合行政情報ネットワーク電話 96-210-39-897、898 	<p style="text-align: right;">(P135)</p> <p>第15節 消防防災ヘリコプター活用計画 (略)</p> <p>1 運航体制 (略)</p> <p>2 緊急運航の要請 (略)</p> <p>3 要請方法</p> <p>北海道知事(総務部危機対策局<u>危機対策課</u>防災航空室)に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票(別記第1号様式)を提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害の種類 (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 (3) 災害現場の気象状況 (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法 (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制 (6) 応援に要する資機材の品目及び数量 (7) その他必要な事項 <p>4 要請先</p> <p>北海道総務部危機対策局<u>危機対策課</u>防災航空室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ T E L 011-782-3233 ・ F A X 011-782-3234 ・ 総合行政情報ネットワーク電話 96-210-39-897、898

現 行	改 正
<p>5 報告 (略)</p> <p>6 消防防災ヘリコプターの活動内容 (略)</p> <p style="text-align: right;">(P 136)</p> <p>7 救急患者の緊急搬送手続等</p> <p>(1) 応援要請 (略)</p> <p>(2) 救急患者の緊急搬送手続き</p> <p>ア 市長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、北海道知事（総務部危機対策局防災消防課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後空知総合振興局（地域政策部地域政策課）及び滝川警察署にその旨を連絡するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 市長は、北海道知事（総務部危機対策局防災消防課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。</p> <p>8 ヘリコプターの離着陸可能地</p> <p>本市におけるヘリコプターの離着陸可能地（道総務部危機対策局防災消防課防災航空室で選定した場所）は、次のとおりである。</p>	<p>5 報告 (略)</p> <p>6 消防防災ヘリコプターの活動内容 (略)</p> <p style="text-align: right;">(P 136)</p> <p>7 救急患者の緊急搬送手続等</p> <p>(1) 応援要請 (略)</p> <p>(2) 救急患者の緊急搬送手続き</p> <p>ア 市長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、北海道知事（総務部危機対策局<u>危機対策課</u>防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後空知総合振興局（地域政策部地域政策課）及び滝川警察署にその旨を連絡するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 市長は、北海道知事（総務部危機対策局<u>危機対策課</u>防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。</p> <p>8 消防防災ヘリコプターの離着陸可能地</p> <p>本市における<u>消防防災</u>ヘリコプターの離着陸可能地（北海道総務部危機対策局<u>危機対策課</u>防災航空室で選定した場所）は、次のとおりである。</p>

現	行 改																																																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">番号</th> <th style="width:25%;">名 称</th> <th style="width:25%;">住 所</th> <th style="width:15%;">冬期間使用</th> <th style="width:10%;">整備状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>滝川航空公園（滝川スカイパーク滑走路）</td> <td>中島町地先石狩河川敷</td> <td style="text-align: center;">除雪 無</td> <td style="text-align: center;">舗装</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">標点 北緯43度32分38秒 東経141度53分59秒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>江部乙小学校グラウンド</td> <td>江部乙町東13丁目1426</td> <td style="text-align: center;">除雪 無</td> <td style="text-align: center;">土</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">標点 北緯43度37分41秒 東経141度57分03秒</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(P158)</p> <p>第2.2節 自衛隊災害派遣要請計画 (略)</p> <p>1 災害派遣要請基準 (略)</p> <p>2 災害派遣要請の手続</p> <p>(1) 要請の方法</p> <p>派遣要請をする場合は、次の事項を明らかにして、別記第1号様式により空知総合振興局長に要請を要求する。</p> <p>なお、緊急を要する場合で口頭又は電話等で依頼したときは、その後速やかに文書を提出する。</p> <p>また、人命の緊急救助に関し、空知総合振興局長に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により空知総合振興局長に要求できないときは、直接陸上自衛隊滝川駐屯地司令（第10普通科連隊長）に通知することができる。ただし、この場合において、速やかに空知総合振興局長に連絡し、その後文書を提出する。</p>	番号	名 称	住 所	冬期間使用	整備状況	1	滝川航空公園（滝川スカイパーク滑走路）	中島町地先石狩河川敷	除雪 無	舗装	標点 北緯43度32分38秒 東経141度53分59秒					2	江部乙小学校グラウンド	江部乙町東13丁目1426	除雪 無	土	標点 北緯43度37分41秒 東経141度57分03秒					<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">番号</th> <th style="width:25%;">名 称</th> <th style="width:25%;">住 所</th> <th style="width:15%;">冬期間使用</th> <th style="width:10%;">整備状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>滝川航空公園（滝川スカイパーク滑走路）</td> <td>中島町地先石狩河川敷</td> <td style="text-align: center;">除雪 無</td> <td style="text-align: center;">舗装</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">標点 北緯43度32分38秒 東経141度53分59秒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>江部乙小学校グラウンド</td> <td>江部乙町東13丁目1426</td> <td style="text-align: center;">除雪 無</td> <td style="text-align: center;">土</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">標点 北緯43度37分41秒 東経141度57分03秒</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(P158)</p> <p>第2.2節 自衛隊災害派遣要請計画 (略)</p> <p>1 災害派遣要請基準 (略)</p> <p>2 災害派遣要請の手続</p> <p>(1) 要請の方法</p> <p>派遣要請をする場合は、次の事項を明らかにして、別記第1号様式により空知総合振興局長に要請を要求する。</p> <p>なお、緊急を要する場合で口頭又は電話等で依頼したときは、その後速やかに文書を提出する。</p> <p>また、人命の緊急救助に関し、<u>北海道知事（空知総合振興局長）</u>に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により<u>北海道知事（空知総合振興局長）</u>に要求できないときは、直接陸上自衛隊滝川駐屯地司令（第10普通科連隊長）に<u>要請</u>することができる。ただし、この場合において、<u>事後速やかに空知総合振興局長に連絡し、その後文書を提出する。</u></p>	番号	名 称	住 所	冬期間使用	整備状況	1	滝川航空公園（滝川スカイパーク滑走路）	中島町地先石狩河川敷	除雪 無	舗装	標点 北緯43度32分38秒 東経141度53分59秒					2	江部乙小学校グラウンド	江部乙町東13丁目1426	除雪 無	土	標点 北緯43度37分41秒 東経141度57分03秒				
番号	名 称	住 所	冬期間使用	整備状況																																															
1	滝川航空公園（滝川スカイパーク滑走路）	中島町地先石狩河川敷	除雪 無	舗装																																															
標点 北緯43度32分38秒 東経141度53分59秒																																																			
2	江部乙小学校グラウンド	江部乙町東13丁目1426	除雪 無	土																																															
標点 北緯43度37分41秒 東経141度57分03秒																																																			
番号	名 称	住 所	冬期間使用	整備状況																																															
1	滝川航空公園（滝川スカイパーク滑走路）	中島町地先石狩河川敷	除雪 無	舗装																																															
標点 北緯43度32分38秒 東経141度53分59秒																																																			
2	江部乙小学校グラウンド	江部乙町東13丁目1426	除雪 無	土																																															
標点 北緯43度37分41秒 東経141度57分03秒																																																			

現	行 改 正
<p>ア 災害の状況及び派遣を要請する理由 イ 派遣を希望とする期間 ウ 派遣部隊が展開できる場所 エ 派遣を希望する区域及び活動内容 オ その他派遣部隊との連絡方法等参考になる事項 (2) (略)</p> <p>3 派遣部隊の受入れ態勢等 (1) (略) (P 159) (2) (略)</p> <p>4 派遣部隊の撤収要請 (略)</p> <p>5 経費等 (略) (P 160)</p> <p>別記第1号様式(2の(1)関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">滝防災第 号 年 月 日</p> <p>空知総合振興局長 様 (以下略)</p> </div>	<p>ア 災害の状況及び派遣を要請する理由 イ 派遣を<u>必要</u>とする期間 ウ 派遣部隊が展開できる場所 エ 派遣を希望する区域及び活動内容 オ その他派遣部隊との連絡方法等参考になる事項 (2) (略)</p> <p>3 派遣部隊の受入れ態勢等 (1) (略) (P 159) (2) (略)</p> <p>4 派遣部隊の撤収要請 (略)</p> <p>5 経費等 (略) (P 160)</p> <p>別記第1号様式(2の(1)関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">滝総防災第 号 年 月 日</p> <p>北海道知事 様 (以下略)</p> </div>

現	行 改 正
<p style="text-align: right;">(P161)</p> <p>別記第2号様式(4関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">滝防災第 号 年 月 日</p> <p>空知総合振興局長 様 (中略)</p> <p>年 月 日付け滝防災第 号で要請した災害派遣については、 ので、次の時刻をもって撤収を要請します。</p> <p>(以下略)</p> </div>	<p style="text-align: right;">(P161)</p> <p>別記第2号様式(4関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">滝総防災第 号 年 月 日</p> <p><u>北海道知事</u> 様 (中略)</p> <p>年 月 日付け滝総防災第 号で要請した災害派遣については、 ので、次の時刻をもって撤収を要請します。</p> <p>(以下略)</p> </div>

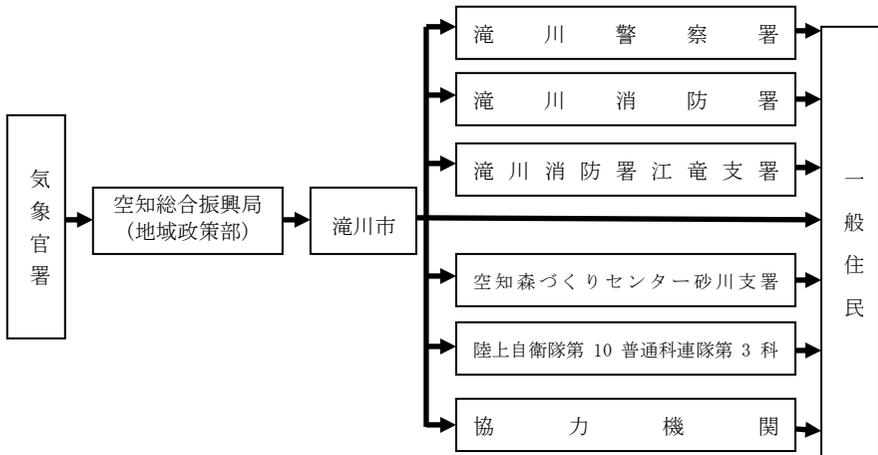
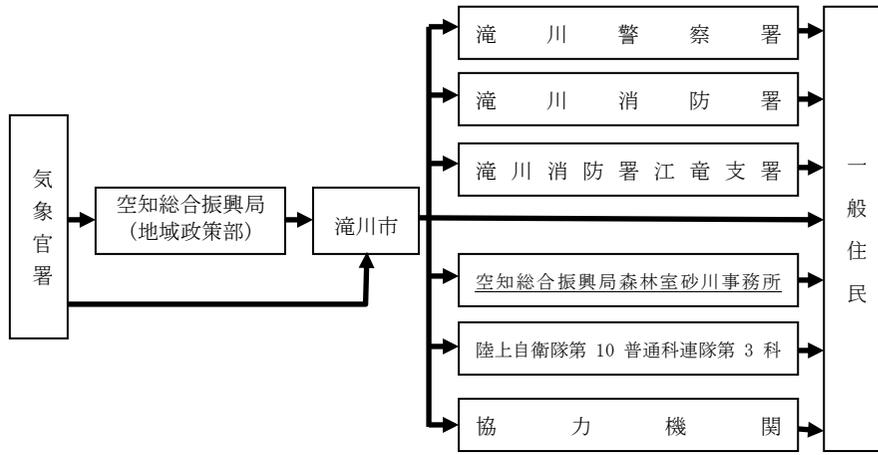
現 行	改 正
<p style="text-align: center;">第6章 地震災害対策計画</p> <p>第3節 滝川市の社会的情勢 (P169)</p> <p>(略)</p> <p>1 人口の集中</p> <p>滝川市の人口は、平成17年の国勢調査で45,562人と平成2年の国政調査以降減少傾向にあるが、人口集中地区には市の人口全体の7割以上が集中している状況である。</p> <p>(略)。</p> <p>2 生活環境の変化</p> <p>日常生活においては、電気、水道、ガス、電話等は欠かせないものとなっていることから、これらライフライン等に被害が発生した場合、情報不足等による生活面での不安が増大し、社会的混乱の要因となる。</p> <p>また、高齢者、障がい者等災害時要援護者の増加が見られるので、これら災害時要援護者に対する防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策を行うなど災害時要援護者に対する取組も重要である。</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 地震災害対策計画</p> <p>第3節 滝川市の社会的情勢 (P169)</p> <p>(略)</p> <p>1 人口の集中</p> <p>滝川市の人口は、平成22年の国勢調査で43,170人と昭和60年の国勢調査以降減少傾向にあるが、人口集中地区には市の人口全体の7割以上が集中している状況である。</p> <p>(略)。</p> <p>2 生活環境の変化</p> <p>日常生活においては、電気、水道、ガス、電話等は欠かせないものとなっていることから、これらライフライン等に被害が発生した場合、情報不足等による生活面での不安が増大し、社会的混乱の要因となる。</p> <p>また、高齢者、障がい者等<u>避難行動要支援者</u>の増加が見られるので、これら<u>避難行動要支援者</u>に対する防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策を行うなど<u>避難行動支援者</u>に対する取組も重要である。</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p>

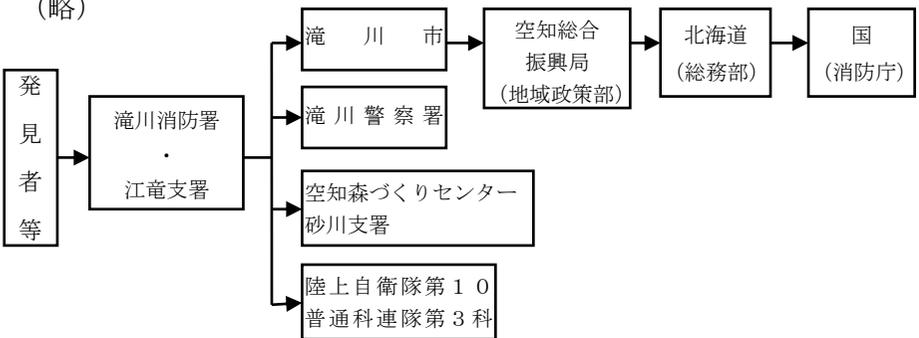
現 行							改 正						
(P170)							(P170)						
資料 滝川市の社会的情勢							資料 滝川市の社会的情勢						
年 項 目	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	年 項 目	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人 口 (人)	51,192	52,004	49,591	48,425	46,861	45,798	人 口 (人)	52,004	49,591	48,425	46,861	45,562	43,170
世帯数 (世帯)	16,528	17,734	17,771	18,483	18,768	21,093	世帯数 (世帯)	17,734	17,771	18,483	18,768	19,314	18,947
電 話 設 置 台数 (台・住宅用)	17,414 (12,545)	19,434 (14,283)	21,087 (15,441)	23,070 (17,094)	18,584 (15,004)	17,990 (15,165)	電 話 設 置 台数 (台・住宅用)	19,434 (14,283)	21,087 (15,441)	23,070 (17,094)	18,584 (15,004)	17,990 (15,165)	13,251 (11,311)
総需用電力量 (千kWH)	94,018	115,397	138,100	168,838	195,028	198,526	総需用電力量 (千kWH)	115,397	138,100	168,838	195,028	198,526	204,505
水道普及率 (%)	89.1	92.6	96.3	98.4	98.5	98.2	水道普及率 (%)	92.6	96.3	98.4	98.5	98.2	98.0

現 行							改 正						
給水人口 (人)	45,263	47,906	47,539	47,235	46,185	44,408	給水人口 (人)	47,906	47,539	47,235	46,185	44,408	<u>42,430</u>
都市ガス需用家普及率 (%)	30.6	38.6	50.2	53.6	55.9	57.1	都市ガス需用家普及率 (%)	38.6	50.2	53.6	55.9	57.1	<u>56.1</u>
自動車台数 (台)	18,682	21,749	25,059	28,837	30,849	31,667	自動車台数 (台)	21,749	25,059	28,837	30,849	31,667	<u>30,457</u>

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">第7章 事故災害対策計画 (P 192)</p> <p>第2節 道路災害対策計画 (略)</p> <p>1 災害予防 (略)</p> <p>2 災害応急対策 (1) (略) (略) ア (略) イ 道の管理する道路の場合</p> <p style="text-align: right;">(P 193)</p> <p>ウ 市の管理する道路の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">空知総合振興局(地域政策部)</div>	<p style="text-align: center;">第7章 事故災害対策計画 (P 192)</p> <p>第2節 道路災害対策計画 (略)</p> <p>1 災害予防 (略)</p> <p>2 災害応急対策 (1) (略) (略) ア (略) イ 道の管理する道路の場合</p> <p style="text-align: right;">(P 193)</p> <p>ウ 市の管理する道路の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">空知総合振興局(地域政策部)、札幌建設管理部</div>

現	行 改 正
<p style="text-align: right;">(P199)</p> <p>第4節 大規模な火事災害対策計画 (略)</p> <p>1 災害予防 (略)</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">(P202)</p>	<p style="text-align: right;">(P199)</p> <p>第4節 大規模な火事災害対策計画 (略)</p> <p>1 災害予防 (略)</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">(P202)</p>
<p>第5節 林野火災対策計画 (略)</p>	<p>第5節 林野火災対策計画 (略)</p>

現	行 改
<p>1 組織及び実施機関 (略)</p> <p>(1) 実施機関 滝川市、滝川警察署、滝川消防署、滝川消防署江竜支署、 陸上自衛隊第10普通科連隊第3科、空知森づくりセンター砂川事務所</p> <p>(2) 協力機関 滝川市教育委員会、たきかわ農業協同組合、北空知森林組合、報道機 関</p> <p>2 気象情報等連絡体制 (略)</p> <p>(1) 林野火災気象通報 (略)</p> <p>(2) 林野火災気象伝達系統</p> 	<p>1 組織及び実施機関 (略)</p> <p>(1) 実施機関 滝川市、滝川警察署、滝川消防署、滝川消防署江竜支署、 陸上自衛隊第10普通科連隊第3科、<u>空知総合振興局森林室砂川事務所</u></p> <p>(2) 協力機関 滝川市教育委員会、たきかわ農業協同組合、北空知森林組合、<u>そらち 森林組合</u>、報道機関</p> <p>2 気象情報等連絡体制 (略)</p> <p>(1) 林野火災気象通報 (略)</p> <p>(2) 林野火災気象伝達系統</p> 

現	行 改 正
<p style="text-align: right;">(P 203)</p> <p>4 応急対策 (1) 情報通信連絡系統 (略)</p> 	<p style="text-align: right;">(P 203)</p> <p>4 応急対策 (1) 情報通信連絡系統 (略)</p> 